

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の 平成28年度における業務の実績に関する評価

平成29年8月

文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構				
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度（第 3 期）			
	中期目標期間	平成 26～30 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	文部科学大臣				
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、蝦名 喜之		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、岡村 直子		
3. 評価の実施に関する事項					
平成 29 年 7 月 28 日に大学改革支援・学位授与機構に関する有識者会議を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。					
4. その他評価に関する重要事項					
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成 28 年 4 月 1 日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。					
5. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会議 委員名簿					
主査：山田 礼子	同志社大学社会学研究科長、学部長 教授				
杉谷 祐美子	青山学院大学教育人間科学部教育学科 教授				
前田 博	西村あさひ法律事務所 弁護士				
舛川 博昭	公認会計士				

1. 全体の評定					
評定*	B (S、A、B、C、D)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
評定に至った理由		B	B	B	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	6年ぶりとなる国立大学法人評価における教育研究の状況の評価を実施するために各分野に対応した適切な評価体制を整備しているほか、諸外国の質保証に関する情報を提供する国際連携ウェブサイトのアクセス数が広報活動を強化することで前年度比約48%増加するなど、全体として順調に組織運営を行った。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、指摘事項など	
項目別評定で記載した課題、指摘事項	大学ポートレートについては新規訪問者数が増加傾向にある一方で、アクセス数全体は減少傾向にあるので、その要因分析とともに、アクセス数の拡大、利便性の更なる向上のために、見直し改善を行うことが期待される。 (P53-58 参照)
その他指摘事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事、有識者等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	特になし

\* S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。 A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。 D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

既存経費の見直し、業務の効率化	B	B	B			I-1	
業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	B	B	B			I-2	
独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合	B	B					
契約の適正化の推進	B	B	B			I-3	
情報システム環境の整備	B	B	B			I-4	
内部統制の充実・強化	B	B	B			I-5	

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

総合的事項							
大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営	B	B	B			II-1-(1)	
自己点検・評価の実施	B	B	B			II-1-(2)	
教育研究活動等の評価							
大学等の教育研究活動等の状況に関する評価							
大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等	B	B	B			II-2-(1) -①	
大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	B	B	B			II-2-(1) -②	
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	B	B	B			II-2-(2)	

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

施設費貸付事業及び施設費交付事業							
施設費貸付事業	B	B	B			II-3-(1)	
施設費交付事業	B	B	B			II-3-(2)	
国から承継した財産等の処理	B	B	B			II-4	
学位授与							
単位積み上げ型による学士の学位授与	B	B	B			II-5-(1)	
省庁大学校修了者に対する学位授与	B	B	B			II-5-(2)	
学位授与事業についての広報	B	B	B			II-5-(3)	
質保証連携							
大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組							
大学等に関する情報の収集、整理及び提供	B	B	B			II-6-(1) -①	
質保証人材育成	B	B	B			II-6-(1) -②	
国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	B	B	B			II-6-(2)	

中期目標（中期計画）	年度評価	項目別	備考
------------	------	-----	----

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	調書No.	
--	----------	----------	----------	----------	----------	-------	--

## II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

調査研究							
大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究							
大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究	B	B	B			II-7-(1)-①	
学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	B	B	B			II-7-(1)-②	
高等教育の質保証の確立に資する調査研究	B	B	B			II-7-(1)-③	
調査研究の成果の活用及び評価	B	B	B			II-7-(2)	
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
IV. 短期借入金の限度額	B	B	B			III、IV、V、VI	
V. 重要な財産の処分等に関する計画							
VI. 剰余金の使途							
VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B			VII	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。

S：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－1	既存経費の見直し、業務の効率化						
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4－1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
一般管理費	物件費（千円）	103,892	86,076	94,177	178,111				
	人件費（管理系）（退職手当を除く）（千円）	218,716	224,783	220,585	255,870				
	合計（千円）	322,608	310,859	314,762	433,981				
	削減割合	—	△3.6%	1.3%	△2.3%				
事業費 ※自己収入分を除く	物件費（千円）	297,360	297,954	473,112	331,372				
	人件費（事業系）（退職手当を除く）（千円）	582,618	585,538	563,494	742,596				
	合計（千円）	879,978	883,491	1,036,607	1,073,968				
	削減割合	—	0.4%	17.3%	△9.9%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評定	B		
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	<主な定量的指標>	<実績報告書等参照箇所>	<自己評価書参照箇所>	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。			
			一般管理費 3%以上（退職手当を除く。）削減 その他事業費 1%以上	平成28事業年度業務実績等報告書 P.4～5					
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を	運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を	1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評価すべき実績> 特になし。				
			（退職手当を除く。）削減 <その他の指標>	平成28年度実績においては、給与明細の電子化、ペーパーレス会議の拡大及びオンラインストレージの活用等、業務の効率化を図ったことにより、平成27年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）について△10,351千円（△2.3%）の減、その他の事業費（特殊経	評定：B				

<p>進める。また、法人統合により役員 4 名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 %以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 %以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>進める。また、法人統合により役員 4 名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 %以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 %以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 27 年度予算に比較して 3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）について、平成 27 年度予算に比較して、1 %以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 27 年度予算に比較して 3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）について、平成 27 年度予算に比較して、1 %以上の業務の効率化を図る。</p>	<p>では、△10,351 千円（△2.3%）の減、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）についても、△117,758 千円（△9.9%）の減となっている。※平成 27 年度実績は、国立大学財務・経営センターとの合算と比較。予算及び実績の平成 27 年度との比較は「2. 主要な経年データ」のとおり。</p>	<p>費及び退職手当を除く）については、△117,758 千円（△9.9%）の減となっている。一般管理費について、法人統合等のため 3%以上削減を達成できなかったものの、その他の事業費については 9.9%と目標を以上の削減を達成したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>	<p>法人統合のメリットを最大限に發揮し、より効率的に業務を執行することが期待される。引き続き、一般管理費も削減目標を達成できるよう努められたい。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt; 特になし。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	---	--	---	---	---

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－2	業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置						
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4－1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標		前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
常勤職員の増減状況	業務増に伴う人員増	—	2人	16人	38人		
	業務減に伴う人員減	—	△1人	△9人	0人		
	人員数	131人	132人	139人	177人		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
II 業務運営の効率化に関する事項  (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。	<主な定量的指標> 常勤職員の増減状況 <その他の指標> 組織の見直し状況 人員の配置状況 <評価の視点>	<p>&lt;実績報告書等参照箇所&gt; 平成28事業年度業務実績等報告書 P.6~7</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 教職員人事については、平成28年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に伴う業務量の増加（①13,475件の研究業績を判定、②1,429の学部・研究科の水準を判定する現況分析、③90法人の目標・計画に対する達成状況評価）に対応するため、評価事業部に評価企画課国立大学評価室を設置し、平成27年度は3係体制の13人が法人評価の業務に従事していたところ、平成28年度は8係体制とし、平成28年度当初32人（うち人事交流者27人）を増員し、評価企画課国立大学評価室を45人体制とした。 また、評価支援課を平成28年度当初8人減員し、20人体制とすることにより、機関別認証評価、法科大学院認証評価の申請校数に応じた人員配置とした。 なお、平成28年度末は評価企画課国立大学</p>	<p>&lt;自己評価書参照箇所&gt;</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 人員の適正配置を実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>&lt;評価すべき実績&gt; 特になし。</p> <p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; 引き続き各職員の業務量を適切に把握し、より適正な人員配置に努めることが期待される。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt; 大幅な業務量の増減に応じて適切な人員配置を実施したことは評価できる。 かなりの数の職員の増員が実現していることから、適正な人員配置を実施するために、各部門の業務量のバランス化が望まれること、かなりの数の職員が従事していることから、他の評価機関以上に、大学改革支援・学位授与機構としてのリーディング的な役割が期待される。</p>

評価室を43人、評価支援課を19人の体制とし、業務量の増減等を踏まえた人員配置を行った。

旧国立大学財務・経営センターとの統合による組織改編については、管理業務の集約化により職員数を減員し、審議役1人、管理部に調査役2人、参事1人を配置するとともに、管理部に国立大学施設支援課を設置し、9人配置した。

教員人事については、当機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、平成28年4月に6人、7月に1人の専任教員（教授2人、特任教授2人、助教3人）を採用した。

○ 部・室別職員数（年度末時点）

（）は人事交流者数（0人の場合は省略）

	H27	H28	増△減
審議役	-	1	1
監査室	2	3	1
管理部	49 (15)	64 (19)	15 (4)
評価事業部	73 (48)	90 (58)	17 (10)
研究開発部	15	19	4
合計	139 (63)	177 (77)	20 (9)
旧国立大学 財務・経営 センター	18 (5)	-	-

※「増△減数」の合計欄は、平成27年度の旧大学評価・学位授与機構及び旧国立大学財務・経営センターの職員数の合計（157（68）人）と平成28年度の大学改革支援・学位授与機構の合計数の比較。

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－3	契約の適正化の推進						
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4－1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標			前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
契約状況	競争入札等	件数	19	15	20	37		
		金額（千円）	287,006	250,081	298,005	450,755		
	企画競争、公募	件数	0	1	0	3		
		金額（千円）	0	6,480	0	21,870		
	競争性のある契約（小計）	件数	19	16	20	40		
		金額（千円）	287,006	256,561	298,005	472,625		
	競争性のない随意契約	件数	6	4	4	12		
		金額（千円）	13,523	6,216	12,664	36,936		
	合計	件数	25	20	24	52		
		金額（千円）	300,529	262,777	310,669	509,561		
一者応札・応募状況	2者以上	件数	11	11	9	21		
		金額（千円）	212,960	69,697	65,527	176,005		
	1者以下	件数	8	5	11	19		
		金額（千円）	74,046	180,384	232,478	296,620		
	合計	件数	19	16	20	40		
		金額（千円）	287,006	256,561	298,005	472,625		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	<主な定量的指標> 契約状況 一者応札・応募状況	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.8	<自己評価書参照箇所>	評定	B
(3) 契約について は、原則として一般競争入札等によるもの とし、「独立行政法人改革等に関する基本 的な方針」(平成25年)	(3) 契約について は、原則として一般競争入札等によるもの とし、「独立行政法人改革等に関する基本 的な方針」(平成25年)	3 契約については、 原則として一般競争入札等によるものと し、「独立行政法人改革等に関する基本 的な方針」(平成25年)	<その他の指標> 「調達等合理化計画」 に沿った取組の実施 状況	<主要な業務実績> 契約状況等は「2. 主要な経年データ」の とおり。 「独立行政法人改革等に関する基本 的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) <評価の視点>	評定：B 「平成28年度調達等合理化計画」を策 定し、当該計画に沿って、単年度単位の契 約7件を複数年単位の契約に移行した(更 新となるものを含めると9件)。 新たに随意契約を行う場合においては、 「随意契約によることができる事由」を監	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実 に業務が実施されたと認められるため。	<評価すべき実績> 7件の単年度契約を複数年度契約に移行するとともに、各課の契約手続きに携わる職員を対象に勉強会 を実施し、契約手続き業務の知識の向上並びに情報共有 を図るなど、調達等の合理化を推進している。

12月24日閣議決定)により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、適正化を推進する。	12月24日閣議決定)により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	月24日閣議決定)により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。	調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「平成28年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度契約のうち、7件について複数年度契約に移行とともに、各課の契約手続きに携わる職員を対象に勉強会を実施し、契約手続き業務の知識の向上並びに情報共有を図った。また、内部監査を平成29年1月31日、2月16日、17日の3日間実施し、施設費貸付・交付、会計伝票、保有個人情報の管理、法人文書の管理等について適切に業務が処理されていることを確認した。	査室へ事前に報告するなどの対応を行った。平成28年度は旧国立大学財務・経営センターと統合したことや、「第2期国立大学教育研究評価」による業務量が増加したことにより、総契約件数も24件から52件に増加している。このうち、一者応札による契約については、統合により法人名称が変更になるため、従来前年度の3月末に締結している平成28年度分の年間契約を平成28年4月に締結したことが大きな要因である。また、競争性のない随意契約については、一者応札と同様の要因であることと、「第2期国立大学教育研究評価」等の平成28年度限りの契約によるもので、真にやむを得ないものである。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	<今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> 一者応札による契約や競争性のない随意契約を含む契約数の増加は、国立大学法人等の第2期中期目標期間における教育研究評価の実施や統合による法人名称の変更に伴う一時的なものと判断する。 法人統合により総契約数が増大し、業務量が倍増している。単年度契約から複数年契約への変更が進んでいることは好ましいこと。同様に、契約の対象業務を適切に拡大することで、契約数を削減し、業務量を減少することが出来ないか、検討いただきたい。 契約手続き業務の知識向上及び情報共有を図るための職員研修は来期以降も継続して欲しい。 引き続き競争性のない随意契約についてはしっかりと注意をはらっていただきたい。
---	--	--	---	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I－4	情報システム環境の整備							
当該項目の重要度、難易度						関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
特になし								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 情報セキュリティ対策の推進状況 ITの活用状況	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.9~10	<自己評価書参照箇所>		評定	B
				<主要な業務実績> 1. 情報セキュリティ対策の推進 以下の取組を行った。 ・ Plan (セキュリティ対応計画) セキュリティ対応計画を立案 ・ Do (情報セキュリティ対策実施) 情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施 要機密情報が保存されている外付け記憶装置の保管場所を変更 ・ Check (内部監査) 情報セキュリティの自己点検 ・ Act (ポリシーの見直し・改訂) 最高情報セキュリティ責任者 (CISO) 及び情報セキュリティインシデント対応チーム (CSIRT) の設置に係る規定を明確化	<評定と根拠> 評定: B PDCAサイクルに基づきセキュリティ対策を実施し、最高情報セキュリティ責任者 (CISO) 及び情報セキュリティインシデント対応チーム (CSIRT) の設置に係る規定を整備し、問題が生じたときに適切に対応できる体制を整えた。また、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <評価すべき実績> 最高情報セキュリティ責任者 (CISO) 及び情報セキュリティインシデント対応チーム (CSIRT) の設置に係る規定を整備するなど、問題が生じたときに適切に対応できる体制を整えており、情報セキュリティ対策を適切に推進している。また、各種会議において積極的にタブレットを導入し、ペーパーレス化を推進するとともに、国立大学法人評価のヒアリングにおいてTV会議システムを導入するなど、ITを積極的に活用しており、効率化を図っている。  <今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> ペーパーレス化の推進は、引き続き推進していくだければと期待する。セキュリティ対策は今後も重要であり、ポリシーに基づいてしっかりと実施していただきたい。		

				・ TV会議システムの活用促進及び国 立大学法人評価のヒアリングでの活用		
--	--	--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－5	内部統制の充実・強化					
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4－1 行政事業レビューシート（平成28年度）133

2. 主要な経年データ						
評価対象となる指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
企画調整会議	11回	11回	11回			月1回開催、8月は夏季休暇期間のため不開催
契約監視委員会における点検件数	6件	9件	7件			
予算執行モニタリング	3回	3回	3回			四半期ごとに実施
内部統制委員会	一	2回	2回			平成27年度に設置

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 会議開催回数 予算執行モニタリングの回数	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.11～13	<自己評価書参照箇所>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
	(5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行なう。また、監事による監査や会計監査人による監査	(5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。 ① 新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備する。 ② 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。 ③ 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情	<その他の指標> リスクの把握・対応、及び共有の状況 機構のミッション等の役職員への周知状況 内部監査及び監事監査の実施状況 監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携状況 予算の配分及び執行に係る取組状況 <評価の視点>	1. 新たな業務体制における内部統制の仕組みの整備 「内部統制の推進に関する規則」を改正し、内部統制委員会を中心とした内部統制体制を整備した。 事業ごとの業務フローの認識・明確化に取り組み、業務に関するマニュアルに基づき、学位授与及び認証評価の業務フロー図を作成した。これらの業務フロー図については、平成29年3月14日開催の「内部統制委員会（平成28年度第2回）」において役職員と監事で共有がなされ、引き続き、リスク因子の把握、リスク発生原因の分析、把握したリスクの評価とリスク低減策の検討を行うこととなった。 2. 機構のミッション等を阻害する要因の把握・対応 内部統制の機能状況のモニタリングと	<評定と根拠> 評定：B 新たな業務体制に対応し、規則を改正して内部統制体制を整備した。また、事業ごとの業務フローの認識・明確化に取り組んだほか、内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。 また、監事と連携の上、内部監査等を実施した。 さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 内部統制の機能状況のモニタリングと特記すべき課題は検出していない。	<評価すべき実績> 各課室の執行状況の把握のみならず、事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握することで、戦略的に予算の再配分を行い、平成28年度から適用された業務達成基準に対応している。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。 <有識者からの意見> 監事機能の充実が現在重要になっている。是非、監事との連携により、引き続き内部監査機能の充実に努めていただきたい。

	<p>法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。</p> <p>(6) 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。</p> <p>また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。</p> <p>④ 監事と連携の上、内部監査を行う。</p> <p>さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。</p> <p>⑤ 戰略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。</p> <p>⑥ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>して、平成 28 年 12 月付で「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）」の対応状況について調査を行った。調査結果については、平成 29 年 3 月 14 日開催の「内部統制委員会（平成 28 年度第 2 回）」において報告され、役職員と監事で共有した。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。</p> <p>3. 重要情報の把握及び役職員への周知徹底 機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月 1 回開催し、情報の把握や役職員への周知徹底に努めた。</p> <p>4. 監査の実施 監事と連携し、内部監査、監事監査（会計監査に関する監査、業務に関する監査）を実施した。</p> <p>また、監事については、監査担当部署と意見交換を行い、情報の共有に努めるとともに、内部統制の強化に向けて、会計監査人や役員とディスカッションを行った。</p> <p>さらに、独立行政法人、特殊法人の監事・監査役で構成される「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」に監事が参加することで、他の独立行政法人等と情報共有等を行い、機構における諸会議で役職員と意見交換等を行うことにより、監事機能の強化を図っている。</p> <p>5. 予算の戦略的な配分と執行管理 予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。</p> <p>また、機構長のリーダーシップの下、戦</p>	
--	--	--	--	--

			<p>略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、平成 28 年度は、法人統合による効果を十分に發揮し、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学法人の財務等に関する勉強会（12,509 千円）など、戦略的な予算配分を行った。</p> <p>さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期毎に予算執行モニタリングを行った。平成 28 年度より業務達成基準が適用となったことに伴い、従来の各課室の執行状況の把握のみではなく、各事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握している。予算執行の結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な執行に努めた。</p> <p>6. 事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し</p> <p>年に 3 回自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について、点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。</p> <p>さらに、以降の項目（「中期目標IV 財務内容の改善に関する事項」「1 予算の適正かつ効率的な執行」）において後述するように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。</p>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-1-(1)	大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営					
当該事業実施に係る根拠 機構法第15条	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第15条	業務に関連する政 策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報			②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
外部有識者数（委員に占める割合）	評議員会	19人 (100%)	19人 (100%)	20人 (100%)		
	運営委員会	15人 (75%)	14人 (74%)	16人 (76%)		
	大学機関別認証評価委員会	25人 (89%)	26人 (93%)	24人 (96%)		
	高等専門学校機関別認証評価委員会	15人 (88%)	14人 (88%)	16人 (88%)		
	法科大学院認証評価委員会	25人 (100%)	24人 (100%)	23人 (100%)		
	国立大学教育研究評価委員会	14人 (100%)	15人 (100%)	17人 (100%)		
	学位審査会	15人 (75%)	15人 (79%)	15人 (79%)		
	大学ポートレート運営会議	10人 (91%)	11人 (92%)	11人 (92%)		
	計	138人 (89.6%)	138人 (90.1%)	142人 (91.6%)		

注) 会議開催のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 各委員会における外部有識者の人数及び割合 <その他の指標> 組織の設置状況	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.16~19	<自己評価書参照箇所>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
				<主要な業務実績> 大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、審議を行った。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な	
1 総合的事項	1 総合的事項	1 総合的事項	組織の設置状況	各委員会における外部有識者の人数及び	組織を設置し、必要な	<評価すべき実績> 国立大学教育研究評価委員会では、訪問調査に代

<p>(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。</p>	<p>(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 評議員会</li> <li>② 運営委員会</li> <li>③ 大学機関別認証評価委員会</li> <li>④ 高等専門学校機関別認証評価委員会</li> <li>⑤ 法科大学院認証評価委員会</li> <li>⑥ 国立大学教育研究評価委員会</li> <li>⑦ 学位審査会</li> <li>⑧ 大学ポートレート運営会議</li> </ul>	<p>(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。</p> <p>また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p>	<p>大学関係者及び学識経験者等の負担軽減に係る取組状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>割合は、「2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」とおり。会議における外部有識者の割合は、合計で91.6%であり、目標の80%を上回った。</p> <p>また、大学関係者及び学識経験者等の負担軽減等のため、研究開発部教員の関与を積極的に進めるとともに、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の実施に当たり、論点が明確で意思確認が十分である場合は書面審議を行い、会議への出席の手間を削減するなど評価委員の負担軽減に取り組んだ。（法科大学院認証評価委員会）</li> <li>・ 本評価の実施に当たっては、第1期中期目標期間における教育研究の状況についての評価において実施した訪問調査は原則として実施せず、複数の法人に対し短期間で集中して行うヒアリングに実施方法を変更したほか、専門委員への評価書類の送付、受領の方法について、紙媒体での郵送からオンラインでのストレージ等を利用したデータでのやり取りに変更するなど、専門委員の評価作業の負担の軽減を図った。（国立大学教育研究評価委員会）</li> <li>・ 委員の委嘱に当たっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続いての委嘱を行わないこととともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。また、審査の透明性や公平性を確保するため、専門委員の氏名等の公表について、平成31年度末の公表に向けて11月に規定を整備した。（学位審査会）</li> </ul>	<p>審議を行った。</p> <p>また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、開催回数の削減等、委員の負担軽減に取り組んだ。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>えてヒアリングを実施し、専門委員への評価書類の送付、受領の方法においてオンラインでのストレージ等を活用することで、専門委員の評価作業の負担を軽減している。</p> <p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt;</p> <p>審査の中立性・公平性及び透明性を確保することは当然のことであり、積極的な情報開示が望まれる。</p> <p>外部の意見を業務運営にどう反映しているかという点がクリアに記述されていないので、もう少し明示してほしい。</p>
---	---	--	---	--	--	---

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-1-(2)	自己点検・評価の実施				
当該事業実施に係る根拠 独立行政法人通則法、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報			②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
自己点検・評価実施回数	3回	3回	3回	－	－	

注) 自己点検・評価の実施のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 自己点検・評価実施回数	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.20~21	<自己評価書参照箇所>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、P D C A (Plan (計画) 、Do (実行) 、Check (評価) 、Act (改善) ) サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直し基づき、業務の見直し	1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを行なう。 ① 独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成27年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。 ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の平成28年度におけるすべての業務・	1 総合的事項 (2) 自己点検・評価の実施状況 業務実績報告書の作成・公表状況 調査研究の結果及び成果についての評価の状況 <評価の視点>	<その他の指標> 自己点検・評価の実施状況 調査研究の結果及び成果についての評価の状況 <評価の視点>	1. 自己点検・評価 監事2人を含む「自己点検・評価委員会」を以下のとおり3回開催し、実施した。 第1回（平成28年5月） ・ 平成27事業年度の業務の実績の点検・評価を実施。6月末に文部科学省に業務実績報告書として提出、公表 第2回（平成28年11月） ・ 平成28年9月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 第3回（平成29年2月） ・ 平成29年1月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 ・ 上記に基づき、平成29事業年度計画を作成 2. 調査研究の結果及び成果の高等教育関係者による評価 調査研究については、学術論文17編(う)	<評定と根拠> 評定：B 自己点検・評価委員会を3回開催し、平成27事業年度の業務実績と、平成28事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施した。また、自己点検・評価を反映し、平成29事業年度計画を作成した。 さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<評価すべき実績> 特になし。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。 <有識者からの意見> 特になし。

<p>を図る。なお、調査研究について、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。</p> <p>なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。</p> <p>③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>ち国際学術誌 2 編)、学会発表 22 件 (うち国際会議 9 件)、報告書 6 編の成果の公表、シンポジウム 1 件及び研究会 16 回の開催を通じて、高等教育関係者による評価を受けた。</p>	
---	---	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2-(1)-①	大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等				
当該事業実施に係る根拠 独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第16条第1項第1号	業務に関連する政 策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	
評 価 実 施 校 数	大学	選択評価事項A 研究活動の状況	1	3	3	
	選択評価事項B 地域貢献活動の状況	4	6	7		
	選択評価事項C 教育の国際化の状況	3	2	1		
	高等専門学校	研究活動の状況	15	2	4	
		正規課程の学生以外に対する 教育サービスの状況	15	1	4	
		その他の第三者評価	1	0	0	
	検証アンケート回答率		87.5%	87.2%	86.9%	
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		26年度	27年度	28年度	29年度	
機関別認証評価						
予算額（千円）		—	356,476	172,714		
決算額（千円）		—	260,105	185,131		
経常費用（千円）		287,608	261,517	185,853		
経常収益（千円）		371,156	322,053	166,945		
うち運営費交付金収益 (千円)		0	0	0		
うち手数料収入（千円）		369,900	320,641	166,223		
うちその他収入（千円）		1,256	1,412	722		
従事人員数（人）		27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)		
分野別認証評価						
予算額（千円）		—	29,350	28,486		
決算額（千円）		—	20,607	18,400		
経常費用（千円）		30,065	19,846	18,129		
経常収益（千円）		30,065	19,845	22,842		
うち運営費交付金収益 (千円)		19,479	16,139	22,764		
うち手数料収入（千円）		10,500	3,596	0		
うちその他収入（千円）		87	110	78		
従事人員数（人）		5.4(0)	2.1(0)	2.2(0)		

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-2-(1)-② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価」と切り分けることは不可能なため、II-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数( )書きで表記)

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 評価実施校数 検証アンケート回答率 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施況 新たな評価基準等の策定に向けた検討状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 25~30 <主要な業務実績> 1. 評価の実施 評価全体の改善に資するための先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。 機関別選択評価では、大学からの求めに応じ、研究活動の状況（3 校）、地域貢献活動の状況（7 校）、教育の国際化の状況（1 校）の評価を行った。 また、高等専門学校については、研究活動の状況（4 校）、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（4 校）の評価を行った。 以上の評価の結果については、平成 29 年 3 月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 また、平成 29 年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、大学（2 校）及び高等専門学校（4 校）から申請を受け付けた。 2. 評価体制の整備等 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、大学からの申請に応じた評価を行う体制として、大学機関別認証評価委員会の下に選択評価事項専門部会（委員 3 人、専門委員 10 人）を設置した。 大学の研究活動の状況（選択評価事項 A）については、評価の実施に必要な書面調査担当の委員 93 人を確保した。 評価担当者の研修を 6 月に実施した。	<自己評価書参照箇所>	評定	B
2 教育研究活動等の評価  我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間 2 回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。  さらに、国立大学法	2 教育研究活動等の評価  我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間 2 回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。  さらに、国立大学法			<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <評価すべき実績> 特になし。  <今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> 機構が独自に行う選択評価も順調に進んでいる。			

<p>人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。</p>	<p>人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>ア 每年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証することにより検</p>		<p><b>3. 選択評価の検証</b></p> <p>平成27年度に実施した大学機関別選択評価について、評価の有効性、適切性を検証し、報告書を公表した。高等専門学校については、平成27年度の対象校が2校であったため、統計的な観点から、まとめて次年度以降に報告書を作成することとした。</p> <p>なお、アンケート調査の結果については、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上等に努めた。(アンケート回答率86.9%)</p> <p><b>4. 新たな評価システム等の検討</b></p> <p>文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業：大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究」に応募し、平成28年10月に採択され、質保証システムの現状と将来像に関する研究会を4回、人文学系分野別質保証のあり方に関する研究会を3回開催し、大学に対してヒアリング調査等も行った。これらの結果を踏まえ、分野別質保証を推進するにあたってのガイドラインの作成や人文学系の質保証における視点の整理を行った。</p> <p>先導的役割を強化する観点から、認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」(平成27年9月設置)において、先導的役割について検討を進め、中間まとめを行った。</p>	
--	--	--	---	--

	<p>証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。</p>	<p>証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。</p>			
--	---	---	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-2-(1)-②	大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価					
当該事業実施に係る根拠 独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第16条第1項第1号 学校教育法第109条、同法第123条	業務に連する政 策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133		

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
認証評価機関連絡協議会等	4回	4回	4回			
機関別認証評価制度に関する連絡会	4回	4回	4回			
評価対象校向け 説明会参加者数	大学（2会場）	334人	178人	128人		
	高等専門学校	34人	36人	42人		
	法科大学院	5人	54人	62人		
評価委員向け研 修参加者数	大学	64人	75人	42人		
	高等専門学校	17人	5人	8人		
	法科大学院	13人	8人	—		
評 価 実 施 校 数	大学 申請校数（当機構での受審を希望した校数）	29	33	18		
	当機構で評価を実施した校数	29	33	18		
	高等専門学校 申請校数（当機構での受審を希望した校数）	15	2	4		
	当機構で評価を実施した校数	15	2	4		
法科大学院	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	3	1	0		
	当機構で評価を実施した校数	3	1	0		
検証アンケート回答率						
88.8% 93.0% 86.1%						

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-2-(1)-①大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等」と切り分けることは不可能なため、II-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。

(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記)

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 評価結果 評価対象校向け説明会参加者数 評価委員向け研修参加者数 評価部会数、担当者数 評価担当者の研修のアンケート結果 手数料収入の割合 検証アンケート回答率 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施状況 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価についての検討状況 <評価の視点> ※「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）民間の認証評価機関のみでも対応可能となりた分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等 教育機関を対象とともに、すべての高等 教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 31~43 <主要な業務実績> 1. 評価の実施 大学及び高等専門学校からの要請に基づき、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、受審校 18 校すべてが「評価基準を満たしている」となり、高等専門学校機関別認証評価においては、受審校 4 校すべてが「評価基準を満たしている」となった。 以上の評価の結果については、平成 29 年 3 月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 なお、法科大学院については、機構の評価において適格認定を受けた法科大学院について、年次報告書等の分析・調査も行った。 次年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、大学（14 校）、高等専門学校（4 校）及び法科大学院（6 校）から申請を受け付けた。 2. 評価体制の整備等 以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。 大学 大学機関別認証評価委員会（委員 28 人）、評価部会（4 部会、委員 13 人、専門委員 47 人）、財務専門部会（委員 2 人、専門委員 4 人）、運営小委員会（委員 8 人）、意見申立審査会（専門委員 5 人） 高等専門学校 高等専門学校機関別認証評価委員会（委員 18 人）、評価部会（1 部会、委員 3 人、専門委員 6 人）、財務専門部会（委員 1 人、専門委員 2 人）、意見申立	<自己評価書参考箇所>	評定	B
2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。	2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価	P. 31~43 評価委員向け研修参加者数 評価部会数、担当者数 評価担当者の研修のアンケート結果 手数料収入の割合 検証アンケート回答率 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施状況 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価についての検討状況 <評価の視点> ※「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）民間の認証評価機関のみでも対応可能となりた分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等 教育機関を対象とともに、すべての高等 教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 特になし。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。 <有識者からの意見> 認証評価機関であるが、大学改革支援・学位授与機構と名称が変わったのであれば、質保証機関と認証評価機関の差別化も視野にいれるべきではないか。大学改革支援という視点が自己評価書において伝わりにくい。 3 巡目に向か評価方法の検討を進める一方で、実施校数の削減や将来的な廃止の計画について、どの程度の期間を目標に検討しているのか不明である。				

	<p>証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、大学機関別認証評価の第3サイクルに向けた基準改訂等について検討する。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受けける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。</p>	<p>システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、大学機関別認証評価の第3サイクルに向けた基準改訂等について検討する。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受けける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。</p>	<p>的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。</p> <p>※「独立行政法人の業務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)</p> <p>民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して收支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフッティングを図る。</p> <p>各大学が認証評価結果をどのように活用しているのか更なる検証を行うなど、認証評価結果の活用について、大学及び社会に対して幅広く情報提供するとともに、今後の認証評価の見直しに活用したか。【平成26年度評価】</p>	<p>審査会（専門委員5人）</p> <p>法科大学院 法科大学院認証評価委員会（委員24人）、年次報告書等専門部会2部会（委員2人、専門委員10人）</p> <p>評価担当者の研修を6月に実施した。 参加者（大学42人、高等専門学校8人）に対して、研修終了後に行ったアンケート調査においては、以下のように、おおむね肯定的な回答が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解が深まった：3.76（大学） 3.67（高専）</li> <li>・分量が十分であった： 3.59（大学） 3.50（高専）</li> <li>・この研修に満足した： 3.62（大学） 3.50（高専）</li> </ul> <p>※「4：そう思う」から「1：そう思わない」の平均</p> <h3>3. 認証評価の検証</h3> <p>平成27年度に実施した大学機関別認証評価、法科大学院認証評価について、評価の有効性、適切性を検証し、報告書としてとりまとめ、平成29年3月に公表した。高等専門学校については、平成27年度の対象校が2校であったため、統計的な観点から、まとめて平成29年度以降に報告書を作成することとした。</p> <p>なお、アンケート調査で寄せられた意見に基づき、説明会における理解向上や資料の工夫に努めた。（アンケート回答率86.1%）</p> <p>また、大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る2巡目の中間検証を行い、報告書としてとりまとめ、公表した。検証結果については、3巡目基準改定検討ワーキンググループの検討にも活用している。</p>	
--	---	--	---	---	--

		<p>4. 3巡目に向けた基準改定等</p> <p>過去の評価実績の検証結果や中央教育審議会の動向を踏まえ、平成31年度以降の3巡目における大学機関別の評価基準を策定するため、ワーキンググループを設置し、検討を開始した。</p> <p>また、高等専門学校についても、ワーキンググループにおいて、国立高等専門学校や高等専門学校関係者との意見交換を踏まえ、平成30年度以降の3巡目における評価基準について検討を行った。平成28年9月の高等専門学校機関別認証評価委員会において「機関別認証評価実施大綱（案）」、「評価基準（案）」としてとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を行った。その結果について、平成29年1月の機関別認証評価委員会において「高等専門学校認証評価実施大綱」、「高等専門学校評価基準」として決定し、文部科学大臣への届出を行った。</p> <p>5. 認証評価の在り方の検討</p> <p>実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証評価機関連絡協議会（4回）及び機関別認証評価制度に関する連絡会（4回）を通じ、民間認証評価機関の動向等に係る情報の共有</li> <li>・ 平成28年度以降の申請校数把握を目的とした意向調査の実施</li> </ul> <p>また、平成27年度に設置した認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」において、認証評価の検証結果や中央教育審議会の動向も踏まえつつ、認証評価事業の在り方、大学機関別認証評価の基本設計等について検討を進めた。</p> <p>6. 合理化・効率化</p> <p>今年度の機関別認証評価事業を実施す</p>
--	--	---

				<p>るための経費については、合理化・効率化を図り、評価手数料収入により賄った。</p> <p>7. 法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合等の検討</p> <p>運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 政府における法曹養成制度の動向の把握。</li><li>・ 法科大学院評価事業に係る運営費交付金負担割合を第2期中期目標期間中の約75%から、今期には70%以下にすることを目標として設定し、平成29年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）から評価手数料を引き上げた。</li></ul>	
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-2-(2)	国立大学法人及び大学共同利用機関法人的教育研究の状況についての評価					
当該事業実施に係る根拠 独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 2 項 国立大学法人法第 31 条の 3 第 1 項	業務に連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133		

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
評価実務担当者向け説明会	参加者数 297 人	378 人				
	参加機関 (参加割合) 90 法人 (100%)	90 法人 (100%)				
専門委員向け研修参加者数	参加者数 (達成) 161 人					
	参加者数 (現況) 238 人					
	参加者数 (研究) 513 人					
パブリックコメント	意見数 43 件					
	対応割合 100%					
実施対象機関数		90 法人				
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
予算額（千円）	—	273,610	680,011			
決算額（千円）	—	250,031	622,302			
経常費用（千円）	94,701	230,661	614,081			
経常収益（千円）	94,701	230,661	614,137			
うち運営費交付金 収益	88,353	221,351	604,359			
うちその他収入	6,348	9,310	9,778			
従事人員数（人）	7.8(1)	17.3(1)	46.1(15)			

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記)  
なお、評価項目 II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 評価実務担当者向け説明会の参加者数、参加機関（参加割合） <実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 46～48	<自己評価書参照箇所>	<評定>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関	2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関	2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関	<その他の指標> パブリックコメントの実施状況	<評定と根拠> 評定：B 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施するため、国立大学教育研究評議会の下に編成された達成状況判定会議、現況分析部会及び研	第 2 期中期目標期間の教育研究の状況についての評価について、年度計画どおり、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の評価を実施した。 また、第 3 期中期目標期間における教育	<評価すべき実績> 6 年ぶりとなる教育研究の状況の評価を実施するため、各分野に対応した適切な評価体制を整備し、90 法人すべてに対してヒアリングを行うなど、法人の多様な役割を十分配慮しながら入念に実施

法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出することを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。	法人の教育研究の状況に関する評価 ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行うとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況について、評価を実施する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第 3 期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。	法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況について、評価の実施に向けた体制の整備等についての検討状況 また、第 3 期中期目標期間における教育研究の状況について、評価方法を改善するための検討を開始する。	「評価作業マニュアル」の決定状況 法人への説明会の実施状況 評価の実施に向けた体制の整備等についての検討状況 <評価の視点>	究業績水準判定組織に評価者となる専門委員をそれぞれ適切に配置した。 2. 第 2 期中期目標期間の教育研究の状況についての評価の実施 各法人から平成 28 年 5 月末に研究業績説明書、6 月末に各中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査表の提出を受け、評価を開始した。 研究業績水準判定組織は、「研究業績説明書」を分析し、各研究業績の水準を判定し、研究業績の水準判定結果をとりまとめた一覧表を現況分析部会及び達成状況判定会議へ提供した。 現況分析部会は、分野別に編成される 10 の学系部会において、国立大学法人評価委員会が定めた 1429 組織の現況について分析を行っており、平成 28 年 9 月に各学系ごとに現況分析部会（第 1 回）、平成 28 年 10 月～11 月には現況分析部会（第 2 回）を開催した。現況分析部会（第 2 回）において、現況分析結果（原案）を審議・確定し、12 月開催の運営小委員会（現況分析部会）で調整の上、達成状況判定会議へ提出した。 達成状況判定会議は、評価の対象となる国立大学法人及び大学共同利用機関法人を、各法人の規模や専門性等を踏まえて、8 つのグループに分類し、さらに、当該グループを複数のチームに分け、中期目標の達成状況の分析を行っており、平成 28 年 10 月～11 月に各チームごとに達成状況判定会議（第 1 回）を開催し、平成 29 年 1 月にはヒアリングを実施した。当該ヒアリング結果を踏まえ、平成 29 年 2 月には達成状況判定会議（第 2 回）を開催した。達成状況判定会議（第 2 回）において、中期目標の達成状況の評価結果（原案）を審議・確定し、同月開催の運営小委員会（達成状況判定会議）で調整の上、国立大学教育研究評価委員会に評価報告書（原案）として提出した。	研究の状況の評価について、平成 28 年 12 月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを設置し、年度計画どおり、評価方法を改善するための検討を開始した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	している。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。 <有識者からの意見> 第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証結果を、第 3 期中期目標期間における評価方法の改善に生かして欲しい。 90 法人すべてへのヒアリングはかなりの業務量であると思われるが、その結果については一般にもわかりやすく公表することを高く期待する。
--	--	--	---	--	--	---

			<p>平成 29 年 2 月末に国立大学教育研究評価委員会を開催し、第 2 期中期目標期間における教育研究の状況についての評価報告書（原案）を審議・確定し、平成 29 年 3 月に評価報告書（案）として各国立大学法人等に送付し、意見申立ての期間を設けた。</p> <p>3. 第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証 第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証を行うため、研究業績水準判定組織、現況分析部会を担当した専門委員にアンケート調査を行った。</p> <p>4. 第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討 平成 28 年 12 月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを開催し、第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討を開始し、平成 29 年 3 月には評価実施要項（検討案）の審議を行った。</p>	
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-3-(1)	施設費貸付事業					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 2 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 2 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
施設費貸付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—	—	
	実績値	—	73 件	83 件	91 件	84 件	
	達成度	—	—	—	—	—	
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間 5 箇所以上	—	5 箇所	5 箇所	5 箇所	
	実績値	—	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所	
	達成度	—	—	100%	120%	140%	
投資家の訪問件数	計画値	年間 5 箇所以上	—	5 箇所	5 箇所	5 箇所	
	実績値	—	—	9 箇所	10 箇所	15 箇所	
	達成度	—	—	180%	200%	300%	

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0 書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 施設費貸付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数、投資家の訪問件数	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 52~65  <主要な業務実績> 1. 施設費貸付事業の実績 文部科学大臣の定め（平成 28 年 4 月 1 日付及び平成 28 年 10 月 19 日付）に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行った。（3月末現在実績：34 大学、84 件、55,924 百万円／28 年度計画：36 大学、95 件、66,137 百万円）	<自己評価書参照箇所>	評定 B	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び性豊かな人材育成の	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造	<その他の指標> 施設費貸付事業の実施状況		<評定と根拠> 評定：B  施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行っている。		<評価すべき実績> 国立大学法人の財務担当部課長等で構成する「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を設置及び開催（7 回）し、とりまとめた事例集を各国立大学法人に対して情報提供するなど、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図っている。

<p>学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。</p> <p>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るために、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。</p> <p>また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人</p>	<p>ための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るために、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>貸付けの審査に当たり、各法人の収支状況に即した精度の高い審査を実施し、償還確実性が確保されているか</p>	<p>また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成28年5月、9月及び平成29年1月）において、当該貸付けに係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、国立大学法人の施設担当部課長等に対し、貸付事業の留意点等について説明を行うとともに、8月に各国立大学法人に対して事務連絡を発出し、平成28年度最終貸付けのスケジュールについて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、財務省が財政融資資金貸付金利の下限を0.1%から0.01%に見直したことを受け、11月貸付分から、貸付利率を0.1%から0.01%など小数点第2位までとなるよう適切な見直しを行った。</p> <p>また、各国立大学法人の工事進捗状況について、大学からの報告（5月、8月、10月、11月、1月、2月及び3月）に基づき、文部科学省に定期的に報告し、情報共有を図った。</p> <p>2. 施設費貸付事業の財源の調達</p> <p>平成28年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から51,653百万円（平成27年度からの繰越額4,467百万円及び補正予算額780百万円を含む）の長期借入れを行った。</p> <p>また、第1回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債・50億円）を平成29年2月に発行した。発行に向けては、主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を9月に行い、IR（インベスター・リレーションズ）資料を作成し、機構ウェブサイトへ掲載するとともに、12月～1月に個別投資家訪問を行うなど、IR活動を積極的に実施した。また、債券内容説明書を作成し公開することで、当機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。なお、債券の格付については、平成29年2月の条件決定を受けて、旧センター債権と同じAAを取得し</p>	<p>施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。</p> <p>施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。</p> <p>平成28年6月からは、国立大学施設支援センター長以下5人で組織する「国立大学施設支援センター貸付審査会」を新設し、3月末までに12回開催しており、従来の担当係等による審査に基づく決裁処理のみならず、複数人での合議により審査を行う体制を構築し、内部統制の強化及び審査の向上に努めている。</p> <p>貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また7国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施している。なお、債権回収率及び債務償還率についてはともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>資金調達に係る債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を15箇所実施している。</p> <p>「国立大学施設支援センター審議委員会」をはじめ、「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行ってい</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt;</p> <p>「国立大学施設支援センター貸付審査会」を新設し、複数人での合議審査体制を構築したことは内部統制の強化及び審査の向上につながり評価できる。</p> <p>「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を設置及び開催（7回）し、とりまとめた事例集を各国立大学法人に対して情報提供するなど、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図っているとあるが、こうした情報提供は引き続き注力していただくことを期待する。</p>
---	--	---	---	--	---

<p>等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。</p> <p>(1) 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、长期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。</p> <p>それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p>	<p>(1) 施設費貸付事業① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。</p> <p>その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p>	<p>(1) 施設費貸付事業① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。</p> <p>その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p>	<p>た。</p> <p>3. 債還確実性の審査等</p> <p>「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査している。</p> <p>平成28年6月からは、国立大学施設支援センター長以下5人で組織する「国立大学施設支援センター貸付審査会」を新設し、3月末までに12回開催しており、従来の担当係等による審査に基づく決裁処理のみならず、複数人での合議により審査を行う体制を構築し、内部統制の強化及び審査の向上に努めた。</p> <p>4. 債権回収及び債務償還の確実な実施</p> <p>「貸付金債権管理規則」等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の償還を確実に実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）した。（平成27年度末債務残高：5,124億円、平成28年度償還予定額：297億円、3月末現在実績：297億円）貸付金の回収については、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行った。平成28年度の債権回収率及び償還率についてはともに100%であった。</p> <p>また、貸付先訪問調査（現地調査）については、平成28年度は7法人を対象に10月から11月に実施した。</p> <p>5. I R活動の実績</p> <p>貸付事業にかかる民間資金調達としての機構債券の発行に際し、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対して説明を実施した。また、今年度は新法人として初回債であることから、I R</p>	<p>る。</p> <p>また、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を年度末に刊行している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	---	---	--	---

	<p>④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間 5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達にあたり、IR活動として年間 5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。</p>	<p>④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。</p> <p>また、年間 5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間 5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。</p>	<p>(インベスター・リレーションズ) 活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき、中央及び地方の個別投資家訪問を旧センター時より多い計 15箇所実施した。</p> <p>その際、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収載した「大学病院の現状」を引き続き製作・発行し、個別投資家等に対し当機構の事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院の教育・研究・診療の各機能について広報した。</p> <p>さらに、平成 28 年度は新たに「国立大学附属病院の将来像～現状と展望～「グランドデザイン 2016」」（国立大学附属病院長会議発行）を IR 活動で活用した。また、主幹事証券会社による施設費貸付先訪問を実施し、国立大学附属病院の役割や意義を主幹事証券会社のレポートを通じて投資家へ発信した。</p> <p><b>6. 国立大学の財務に係る調査、分析</b></p> <p>旧センターの実績を継承し、新法人として「病院経営分析検討チーム」及びその下に「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」を引き続き設置し、3月末までにチーム会議を 2 回、WG 会議を 12 回開催した。なお、会議の開催及び説明会等の実施にあたっては、機構長裁量経費 12,509 千円の配分を受けた。</p> <p>「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」において、各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、前年度末にとりまとめた、「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標」について、国立大学附属病院の病院経営企画担当者や大学本部の財務担当者に対し、平成 28 年 7 月から 8 月にかけて全国 3 会場（7 月 27 日東京、7 月 29 日岡山、8 月 1 日名古屋）で説明会を実施した。</p> <p>また、「国立大学附属病院における決算</p>	
--	--	---	--	--

		<p>資料から見る経営判断の指標について」に各附属病院の平成 27 年度決算情報を反映した更新版を作成し、平成 29 年 2 月に各大学へ提供した。</p> <p>さらに、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」において、全国国立大学病院事務部長会議と連携して開催する国立大学附属病院の経営分析担当者を対象とした「国立大学病院経営分析ワークショップ」での実践的な分析手法について検討を行った。ワークショップは、1 月に東京で開催し、全国 34 大学 35 名の参加があった。</p> <p>また、国立大学施設支援センターの実施する事業に関し、国立大学法人等の財務・経営の現状及び課題並びに国立大学法人等が必要としている支援について整理し、より効果的な事業の在り方について検討を行うため、国立大学施設支援センター審議委員会を 10 月及び 3 月に開催した。</p> <p>また、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的として、国立大学法人の財務担当部課長等で構成する「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を設置し、3 月末までに 7 回開催した。本勉強会では、いくつかの国立大学の財務等に関する取組を事例集として 1 月末にとりまとめており、2 月から 3 月にかけて文部科学省が全国各地区で行う予算の説明会において、各国立大学法人に対して情報提供を行った。</p> <p>さらに、貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物を平成 28 年度末に刊行した。</p>	
--	--	---	--

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-3-(2)	施設費交付事業					
当該事業実施に係る根拠 機構法第16条第1項第3号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第16条第1項第3号	業務に関連する政 策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度
施設費交付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—	—
	実績値	—	100件	97件	93件	93件
	達成度	—	—	—	—	—
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	—	—	—
	実績値	—	12箇所	14箇所	14箇所	13箇所
	達成度	—	100%	100%	100%	100%

  

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額（千円）	157,921,428	155,820,361	151,390,973			
決算額（千円）	152,486,869	156,070,703	144,002,347			
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682			
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947			
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—			
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)			

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数〇書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 施設費交付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数 (年間5箇所以上が100%とする)<その他の指標> 施設費交付事業の実施状況<評価の視点> 事業の適正な実施に当たり、各法人の事業	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.66~69 <主要な業務実績> 1. 施設費交付事業の実績 文部科学大臣の定め（平成28年4月6日付及び平成28年10月14日付）に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行った。（3月末現在実績：90法人、93件、3,862百万円／28年度計画：90法人、93件、3,874百万円） <評価の視点> 事業の適正な実施に当たり、各法人の事業	<自己評価書参照箇所> <評定と根拠> 評定：B 施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、13国立	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 特になし。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。 <有識者からの意見> 特になし。
3 施設費貸付事業及び施設費交付事業（2）施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の得られる収入、各国立	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業（2）施設費交付事業①文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業（2）施設費交付事業①文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。				

<p>設置に必要な資金の交付を行う。</p> <p>なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。</p>	<p>大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。</p>	<p>目的・内容や事業実績等の審査、また予算執行状況等のチェックが適切に行われているか</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p> <p>また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。</p>	<p>15年7月16日法律第114号)」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、当機構の内規である「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。</p> <p>また、平成27年度事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。</p> <p>さらに、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(平成28年5月、9月及び平成29年1月)において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限の説明を行った。</p> <p>また、交付先訪問調査(現地調査)については、平成28年度は13法人を対象に実施した。なお、施設費交付事業の財源が国立大学法人等の土地処分収入によるところから、当該法人における土地処分等の計画についても聴取し、状況把握に努めた。</p> <p><b>3. 施設費交付事業の財源の確保</b></p> <p>国立大学法人等が保有している未利用の土地及び建物等の資産の有効活用並びに施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、幅広く資産の活用に資する内容について研修会等を行うこととしており、平成28年8月に「資産活用に関する勉強会」を開催した。</p> <p>なお、国立大学法人等の資産の有効活</p>	<p>大学法人等に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。</p> <p>国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、「資産活用に関する勉強会」を開催し、交付事業財源の確保に向けた検討を進めている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--	--	--	---

				用を図るための法律改正及び文部科学省の認可基準等の策定を受けて、平成 29 年 4 月にこれをテーマとした勉強会を開催することを決定した。		
--	--	--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-4		(1) 旧特定学校財産の管理処分等 (2) 承継債務償還				
当該事業実施に係る根拠 機構法附則第13条第1項	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法附則第13条第1項	業務に関連する政 策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1 行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度
東京大学 生産技術 研究所跡 地の売却 持分比率	計画値	—	—	—	—	—	—
	実績値	—	68.4%	73.9%	79.0%	83.9%	—
	達成度	—	—	—	—	—	—
承継債務 償還率	計画値	—	—	100%	100%	100%	—
	実績値	—	100%	100%	100%	100%	—
	達成度	—	—	—	—	—	—

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額（千円）		157,921,428	155,820,361	151,390,973			
決算額（千円）		152,486,869	156,070,703	144,002,347			
経常費用（千円）		18,887,793	16,890,220	13,340,682			
経常利益（千円）		16,516,690	14,490,638	13,346,947			
行政サービス実施コスト（千円）		—	—	—			
従事人員数（人）		7	7	11.0(3)			

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数( )書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.72~74	<自己評価書参照箇所>	評定	B
4 国から承継した財産等の処理	4 国から承継した財産等の処理	4 国から承継した財産等の処理	<その他の指標> ① 国から承継した旧特定学校財産の管理処分等	<主要な業務実績> 1. 東京大学生産技術研究所跡地の売却等 東京大学生産技術研究所跡地について は、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っているところである が、平成28年度は、5月に持分144,794/2,997,481を3,010百万円で売却した。これにより、売却持分累計比率は83.85%となり、未売却持分比率は16.15%となった。未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。	<評定と根拠> 評定：B	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	
(1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定	(1) 旧特定学校財産の管理処分等	(1) 旧特定学校財産の管理処分等	<その他の指標> 特になし	<評定と根拠> 評定：B	<評価すべき実績> 特になし。		
東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独	東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独	東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独	<評価の視点> 承継財産の適切な管理・処分ができているか	<評定と根拠> 評定：B	<今後の課題・指摘事項> 特になし。		
財	財	財	<評価の視点> 承継財産の適切な管理・処分ができているか	<評定と根拠> 評定：B	<有識者からの意見> 特になし。		

<p>めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。なお、処分の予定期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 承継債務償還</p>	<p>独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。</p> <p>② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。</p>	<p>承継債務について、各法人からの適切な回収と償還ができるか</p>	<p>期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成 33 年度に完了する見込みである。</p> <p>2. 処分後の財産の利用状況の適切な把握</p> <p>平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであるが、建設費の高騰や労務不足の影響による一部施設の着工時期の遅れなどの事業スケジュールの変更等について事業者より申し出があり、平成 28 年 8 月に市、大学及び機構はこれを承認した。</p> <p>3. 承継債務の償還等の確実な実施</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43 国立大学法人から納付される金銭を徴収し、財政融資資金への償還を実施した。</p> <p>平成 28 年度の債権回収率及び債務償還率についてはともに 100% であった。（平成 27 年度末債務残高：2,426 億円、平成 28 年度償還予定額：408 億円、3 月末現在実績：408 億円）</p>	<p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--	---	-------------------------------------	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
II-5-(1)		単位積み上げ型による学士の学位授与							
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 4 号 学校教育法第 104 条第 4 項第 4 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133				
2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等		達成目標	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
4 月期	申請者数	—	316 人	302 人	329 人			予算額（千円）	—
	学位取得者数	—	276 人	256 人	286 人			決算額（千円）	373,527
	電子申請利用率 ※（）は特例申請を除いた値	—	56.9%	64.9%	72.6% (71.5%)			経常費用（千円）	281,221
10 月期	申請者数	—	2,349 人	2,373 人	2,263 人			経常収益(千円)	313,202
	学位取得者数	—	2,262 人	2,281 人	2,181 人			うち運営費交付金収益 (千円)	274,863
	電子申請利用率 ※（）は特例申請を除いた値	—	63.2%	87.2% (66.5%)	92.4% (75.6%)			うち手数料収入（千円）	275,082
認定審査件数		短期大学	—	2 専攻	—	2 専攻		うちその他収入（千円）	345,190
		高等専門学校	—	5 専攻	2 専攻	3 専攻		従事人員数（人）	297,417
認定専攻科数 ※当該年度 4 月 1 日 時点		短期大学	—	80 専攻	78 専攻	75 専攻			159,369
		高等専門学校	—	126 専攻	128 専攻	123 專攻			149,947
教育の実施状況 等の審査件数		短期大学	—	11 専攻	14 専攻	6 専攻			118,404
		高等専門学校	—	18 専攻	28 専攻	—			7,380
認定の再審査件 数		短期大学	—	—	1 専攻	—			
		高等専門学校	—	2 専攻	2 専攻	—			
新たな審査方 式の適用審査件数		短期大学	—	19 専攻	1 専攻	2 専攻			
		高等専門学校	—	122 専攻	11 専攻	6 専攻			
運営費交付金の負担割合		50%程度	62.2%	56.7%	55.8%				

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(2)省庁大学校修了者に対する学位授与」及び「II-5-(3)学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、II-5(学位授与事業)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で区分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0 書きで表記)  
なお、評価項目 II-7(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 申請者数 学位授与者数 電子申請の利用率 専攻科認定等審査件数	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 78~88  <主要な業務実績> 1. 単位積み上げ型による学士の学位授与 4 月期は 316 人、10 月期は 710 人から申請を受け付けた。申請者に対しては 6 月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、4 月期は 274 人、10 月期は 646 人に学位を授与した。  申請者の利便性向上のため、電子申請を推進し、平成 27 年度同期と比較して、4 月期は 6.6 P、10 月期は 9.1 P、利用率が上昇した。学修成果・試験で不可となつた不合格者に対しては、個別の不可判定の理由を具体的に通知した。  法令の改正を踏まえて規則を改正し、平成 28 年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請を受け付けるものとした。  また、学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、新たな専攻の区分の設置を検討するために、調査研究協力者会議を設置して全 3 回にわたる会議を開催し、新たに演劇の分野に対応する専攻の区分の必要性や名称等についての検討結果を得た。検討結果を踏まえ、2 月 15 日に開催した学位審査会で審議し、新たな専攻の区分「演劇」が追加された。	<自己評価書参考箇所>  <評定と根拠> 評定：B  単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。  また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成 27 年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知なども行っているほか、必要に応じて、修得単位の審査の基準等について見直しを行った。  申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、年度計画のとおり、審査を行い認定を行った。  また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。  特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申出を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、4 月期と 10 月期に特例による学位授与申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い、6 月以内に学位を授与した。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <評価すべき実績> 電子申請の利用を推進したことにより、利用率は年々上昇し、平成 28 年度は 70% を越えている。また、試験会場数や会場設営の委託の見直し等により事業の効率化・合理化を図っている。  <今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> 学問の進展や大学の教育実施状況等を踏まえて新たな専攻区分が追加されたことは、時代の変化や社会の学習に対するニーズの変化を反映しており、今後も継続的な検討が望まれる。 電子申請の利用率が引き続き向上するように努力していただきたい。
5 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度 3 回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。 また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に下げるのこととする。なお、省庁大学校修了者に対する	5 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系による学士の学位授与 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4 月期と 10 月期の年 2 回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して 6 月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。 なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。	5 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 運営費交付金の負担割合 アンケートの実施件数 <その他の指標> 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況 利便性向上の取組の推進状況 専攻科の認定に関する審査の実施状況 新たな審査方式の適用を希望する専攻科の審査の実施状況 運営費交付金の負担割合引き下げに向けた取組状況 アンケート調査の実施状況 <評価の視点>	1. 専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査 申出に基づき、短期大学 2 校 2 専攻及び高等専門学校 2 校 3 専攻の認定の審査を行い、すべてを「可」と判定し、結果を			

<p>に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。</p> <p>また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の申し出に基づき、学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、専攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。</p> <p>機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審</p>	<p>学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行、適用の可否を決定する。</p> <p>また、適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期</p>	<p>短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行、適用の可否を決定する。</p> <p>また、適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期</p>	<p>通知した。</p> <p>また、短期大学5校6専攻の教育の実施状況等の審査を行い、適否を判定し、結果を通知した。</p> <p>3. 特例の適用認定の審査及び特例適用専攻科修了見込み者への学位授与</p> <p>申出に基づき、短期大学2校2専攻、高等専門学校6校7専攻の特例の適用認定の審査を行い、すべてを「可」と判定し、結果を通知した。</p> <p>インターネットを利用した電子申請システムにより、4月期は13人、10月期は1,553人から申請を受け付けた。また、申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、4月期は12人、10月期は1,535人に学位を授与した。</p> <p>特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、認定専攻科の教育の実施状況等の審査と併せて行うことや、実施内容及び方法等の検討を進め、12月に関係規定を整備し、専攻科の担当者向けの書類作成の手引を2月に作成し、平成29年度の審査対象専攻に配付した。</p> <p>4. 運営費交付金の負担割合の引下げ</p> <p>特例適用による小論文試験の受験者減を踏まえ、10月期の小論文試験会場を東京、大阪の2地区に縮減した。</p> <p>また、これまで外部に委託していた東京地区の小論文試験会場の机と椅子の調達及び設営について、10月期には機構内の備品を利用して職員において行った。</p> <p>さらに、学位授与に關係する会議資料のペーパーレス化について検討を行い、2月15日に開催した学位審査会において試行し、3月10日に開催した学位審査会においては、タブレット端末によるペーパーレス会議として実施した。</p>	<p>れらの取り組みにより事業全体の効率化及び合理化を図った。</p> <p>学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	--	--	--

査方式を導入する。	<p>する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成 27 年度中に導入する。</p> <p>④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。</p> <p>⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。</p>		<p>(平成 27 年度) 56.7% → (平成 28 年度) 55.8%</p> <p>5. アンケート調査の実施 学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を学位取得者に学位記を送付する際に同封又は WEB アンケートにより実施した。4 月期には 286 人に調査協力を依頼し、232 人から回答を得た。また、10 月期は、通例による学位取得者 646 人については、4 月期と同様の方法にてアンケート調査を実施し、特例適用による学位取得者 1,535 人については、オンラインによりアンケート調査を実施した。なお、平成 27 年度 10 月期には通例 792 人、特例 1,489 人に送付し、通例 549 人、特例 869 人から回答を得ている。</p>		
-----------	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-5-(2)	省庁大学校修了者に対する学位授与					
当該事業実施に係る根拠 独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 4 号 学校教育法第 104 条第 4 項第 4 号	業務に連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133		

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認定の審査件数	—	1 課程	1 課程	1 課程		
認定課程数	学士相当	—	8 課程	8 課程	8 課程	
※当該年度 4 月 1 日	修士相当	—	4 課程	4 課程	5 課程	
時点	博士相当	—	3 課程	4 課程	4 課程	
教育の実施状況等の審査件数	—	3 課程	2 課程	3 課程		
学士	申請者数	—	1,016 人	927 人	907 人	
	学位取得者数	—	1,016 人	927 人	907 人	
	申請者数	—	114 人	89 人	82 人	
修士	学位取得者数	—	114 人	88 人	82 人 ※前年度保 留者 1 名含 む	
博士	申請者数	—	31 人	31 人	31 人	
	学位取得者数	—	29 人	30 人	31 人	
省庁大学校修了者に対する学位授 与に係る運営費交付金負担割合	0%	0%	0%	0%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算額（千円）	—	373,527	281,221		
決算額（千円）	—	313,202	274,863		
経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082		
経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731		
うち運営費交付金収益 (千円)	205,005	159,369	149,947		
うち手数料収入（千円）	124,433	121,912	118,404		
うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380		
従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)		

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-3-(1) 単位積み上げ型による学位授与」及び「II-3-(3) 学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、II-3 (学位授与事業) の決算額及び従事人員数を再掲。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与には、運営費交付金を充当していません。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で区分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0 書きで表記)  
なお、評価項目 II-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 学位授与者数 課程認定審査件数 収支均衡状況 <その他の指標> <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 89~96  <主要な業務実績> 1. 省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査 平成 29 年度末からの学位授与をめざす防衛医科大学校医学教育部看護学科から申出を受け、教員組織、教育課程等の審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。 また、認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、防衛医科大学校本科、同大学校理工学研究科前期課程及び後期課程の計 3 課程を対象に審査を行い、いずれも「適」と判定し、結果を通知した。 なお、審査対象課程に対して、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織等に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。  2. 省庁大学校修了者に対する学位授与 学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、申請者 907 人全員を合格と判定し、学位を授与した。 修士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者 82 人のうち、1 人の審査辞退を除く 81 人及び昨年度中に申請を受け付け、審査の結果保留と判定された 1 について、合格と判定し、学位を授与した。 博士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者 31 人のうち全員を合格と判定し、合格者に学位を授与した。	<自己評価書参照箇所>  <評定と根拠> 評定：B 申出のあった省庁大学校の課程について、年度計画どおり、審査を行い認定を行った。また、認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。 口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることにより、年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。  <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <評価すべき実績> 特になし。  <今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> 従来から収支均衡が図られているが、更に審査委員の負担軽減及び事業の合理化に努める姿勢は評価できる。 口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることにより、業務の合理化・効率化とともに、審査担当委員の負担軽減を行っている。
5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。  ① 省庁大学校から の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。	5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。  ① 省庁大学校から の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。	5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。  ① 省庁大学校から の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。	<主な定量的指標> 学位授与者数 課程認定審査件数 収支均衡状況 <その他の指標> <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 89~96  <主要な業務実績> 1. 省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査 平成 29 年度末からの学位授与をめざす防衛医科大学校医学教育部看護学科から申出を受け、教員組織、教育課程等の審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。 また、認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、防衛医科大学校本科、同大学校理工学研究科前期課程及び後期課程の計 3 課程を対象に審査を行い、いずれも「適」と判定し、結果を通知した。 なお、審査対象課程に対して、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織等に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。  2. 省庁大学校修了者に対する学位授与 学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、申請者 907 人全員を合格と判定し、学位を授与した。 修士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者 82 人のうち、1 人の審査辞退を除く 81 人及び昨年度中に申請を受け付け、審査の結果保留と判定された 1 について、合格と判定し、学位を授与した。 博士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者 31 人のうち全員を合格と判定し、合格者に学位を授与した。	<自己評価書参照箇所>  <評定と根拠> 評定：B 申出のあった省庁大学校の課程について、年度計画どおり、審査を行い認定を行った。また、認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。 口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることにより、年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。  <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <評価すべき実績> 特になし。  <今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> 従来から収支均衡が図られているが、更に審査委員の負担軽減及び事業の合理化に努める姿勢は評価できる。 口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることにより、業務の合理化・効率化とともに、審査担当委員の負担軽減を行っている。

	<p>② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後 1 月以内に、修士及び博士は原則として申請後 6 月以内に学位を授与する。</p> <p>③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</p>	<p>② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後 1 月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。</p> <p>修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後 6 月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p>	<p><b>3. 収支の均衡</b></p> <p>口頭試問に係る日程について、専門委員会・部会の日程を考慮しながら適切に割り振り、審査委員の移動の負担や旅費等の支出が減少するよう努め、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。</p> <p>平成 28 年度の口頭試問の実施については、5 月から 7 月において、集中開催を試験的に行うとともに、修士の見込み申請の期限が従来の 12 月 20 日から 1 月 10 日に変更となったことに伴い、10 月に事前調整を行う事で、集中開催を行った。これにより、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制することができた。</p>	
--	---	---	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-5-(3)	学位授与事業についての広報					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 4 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 4 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					
指標等					26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度
パンフレット等配布数					
「新しい学士への途」	12,870 部	6,620 部	4,414 部		
「学位授与申請書類」	8,075 部	5,658 部	3,036 部		
「学士をめざそう！」	9,009 部	14,997 部	15,139 部		
「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」 ※平成 28 年度より冊子名を「機構が授与する学士の学位」に変更	22,485 部	21,762 部	17,497 部		
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
予算額（千円）		26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度			
決算額（千円）		— 373,527 281,221			
経常費用（千円）		345,190 297,417 275,082			
経常収益（千円）		345,190 297,417 275,731			
うち運営費交付金収益（千円）		205,005 159,369 149,947			
うち手数料収入（千円）		124,433 121,912 118,404			
うちその他収入（千円）		15,752 16,135 7,380			
従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)		

注 1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-3-(1) 単位積み上げ型による学位授与」及び「II-3-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与」と切り分けることは不可能なため、II-3 (学位授与事業) の決算額及び従事人員数を再掲。

注 2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)  
なお、評価項目 II-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> パンフレット等の配布数	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 97~99	<自己評価書参照箇所>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
				<主要な業務実績> 1. 学位授与事業についての広報 大学、短期大学、高等専門学校、都道府県の公立図書館、専門学校担当部局及び生涯学習センター等の関係機関等へ学位授与制度を紹介するリーフレットについて、機構の学位授与制度をより的確かつ分かりやすく紹介する観点から見直しを	<評定と根拠> 評定：B 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対して、必要な情報をウェブサイトを活用して提供し、周知を図るとともに、パンフレットや学位授与申請案内を必要に応じて見直し、関係機関等に配布した。	
5 学位授与 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希	5 学位授与 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希	5 学位授与 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希	<評価の視点> 学位授与事業の広報 について、配布件数や			<評価すべき実績> 特になし。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。

<p>望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。</p>	<p>望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。</p>	<p>望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。</p>	<p>ウェブサイトへの掲載などのインプットだけでなく、ウェブサイトのアクセス件数や機構への問い合わせ件数などのアウトカムにも着目した評価指標を検討したか。 【平成 26 年度評価】</p>	<p>行っている。機構が授与する学位を説明したリーフレットを8月に発行し、各関係機関へ送付するとともに、ウェブサイトに掲載した。上記リーフレット以外の広報物『新しい学士への途』及び『学位授与申請書類』については、より的確かつ分かりやすく紹介する観点から見直しを行い、平成 29 年度 4 月期の学位授与申請に向けて 2 月末に発行し、申請予定者や短期大学、高等専門学校等の関係機関への配布を行った。なお、各種広報物の配布にあたっては、学位授与制度の認知度をより効果的に高める観点から見直しを行った。</p> <p>ウェブサイトのパンフレット等を掲載したページに対しては、平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の間に 162,055 件のアクセスがあった。</p> <p>平成 28 年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請の受付を開始したことに関し、5 月 23 日に全国水産高等学校校長協会主催で開催された総会・研究協議会、7 月 4 日に文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会にそれぞれ職員を派遣し、学位授与制度に関する説明を行った。</p> <p>また、放送大学との協定に基づく事業として「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」を研究開発部との協働により平成 29 年 2 月 4 日に開催し、研究開発部教員及び学位審査課職員から参加者 82 人に対し学位取得までの流れについて説明を行ったほか、説明会終了後、希望者に対し個別相談会を実施した。</p> <p>さらに、2 月 22 日に、平成 29 年度実施の認定専攻科における教育の実施状況等の対象となる短期大学の実務担当者に向け、書類作成等に関する説明会を開催</p>	<p>また、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続きに係る説明会を 3 件開催し、学位授与事業に関する情報を発信した。</p> <p>さらに、「機構ニュース」の発行等を通じ、学位授与事業に関する情報発信を行った。</p> <p>加えて、学士を取得した者を対象とした「学位取得者表彰制度」を創設した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p>	<p>&lt;有識者からの意見&gt;</p> <p>パンフレットの配布数において減少しているものと増加しているものがあるので、それらの関係と理由についての説明があると望ましい。</p> <p>申請者がどの媒体から学位授与事業を認知したかの分析を行い、今後の広報活動に生かすことを検討すべきである。</p> <p>社会人の学び直しを政策としても振興することが明らかになっている。やはり、更なる学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する方法の工夫や産業界との連携なども視野にいれるべきではないのか。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	---	--	--	--	---

			<p>し、3月22日には、平成29年度実施の特例適用専攻科における教育の実施状況等の対象となる短期大学及び高等専門学校の実務担当者に向け、書類作成等に関する説明会を開催した。</p> <p>加えて、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状を授与する学位取得者表彰制度を創設した。</p> <p>2. 学位授与事業に関する情報発信</p> <p>機構ウェブサイトの改修のため、広報委員会の下に作業チームを設置し、トップページデザイン案を作成したほか、利便性の向上に向けて検討を行った。</p> <p>広報誌「機構ニュース」を毎月発行し、学位授与事業の活動内容について掲載・情報発信を行った。</p>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

II-6-(1)-①	大学等に関する情報の収集、整理及び提供				
当該事業実施に係る根拠 機構法第16条第1項第6号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 業務に連する政 策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表(平成28年度) 4-1 行政事業レビューシート(平成28年度) 133	

## 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価に関するリーフレット	大学	2,650部	2,650部	950部			予算額（千円）	—	458,762	443,401		
	高等専門学校	950部	350部	100部			決算額（千円）	—	525,003	349,116		
「国際連携ウェブサイト」年間アクセス件数	180,459件	206,016件	305,895件				経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961		
諸外国の質保証に関する動向記事の年間発信件数	126件	111件	119件				経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335		
「大学質保証フォーラム」参加者数	432人	208人	402人				うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289		
大学ポートレート参加割合	86%	87%	89.7%				うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0		
大学ポートレートウェブサイト年間アクセス件数 (注1) H26年度はH27.3.10～3.31 (注2) ()内は新規訪問者数	73,062件	773,710件 (74,151件)	503,735件 (112,236件)				うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047		
							従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)		

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4-(1)-②質保証人材育成」及び「II-4-(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-4(質保証取組)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数( )書きて表記)

なお、評価項目II-5(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 認証評価に関するリーフレット配布数 P. 104~112	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書	<自己評価書参照箇所>	評定	B
				<主要な業務実績> 1. 国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供	<評定と根拠> 評定：B	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	
6 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内	6 質保証連携 大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に	6 質保証連携	<主な定量的指標> 大学ポートレート参加大学数 大学ポートレートウェブサイトアクセス状況	大学ポートレート及び認証評価機関連絡協議会ウェブサイト等での情報提供が開始されたことから、大学評価情報ポータルサイトにおける情報提供の在り方にについて整理を行い、関係団体と調整の結果、平成 28 年末日をもって当該サイトを閉鎖した。また、大学及び高等専門学校にリーフレットを提供した。リーフレットの部数は経費削減を目的に必要最低限度の部数を精査した結果である。	大学評価情報ポータルサイトにおける情報提供の在り方について整理を行い、平成 28 年末日をもって当該サイトを閉鎖した。また、大学及び高等専門学校にリーフレットを提供した。リーフレットの部数は経費削減を目的に必要最低限度の部数を精査した結果である。	<評価すべき実績> 広報用フライヤー（チラシ）を作成して広範囲に配布するなど広報を強化したことにより、国際連携ウェブサイトのアクセス数が前年度比約 48% 増加しているほか、大学ポートレートにおいて閲覧者の利便性向上のためにモバイル端末対応を実施するなど、効果的な情報の提供を行っている。	

<p>外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。</p> <p>なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。</p> <p>併せて、これらの活動について社会に広く発信する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行なうなど、大学等の教育研究活動等の状況</p>	<p>資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。</p> <p>さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。</p> <p>併せて、これらの活動について社会に広く発信する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>ウェブサイトの利便性向上のための取組状況</p> <p>諸外国の質保証に関する概要資料の提供状況</p> <p>国際連携ウェブサイト等での発信状況</p> <p>大学質保証フォーラムの開催状況</p> <p>各種調査の実施状況</p> <p>大学ポートレートの運用状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>大学ポートレートについて、ステークホルダーへの理解が深まるよう広報の充実を図るとともに、使い勝手が良くなるよう不斷の見直しを検討したか。【平成26年度評価】</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。</p>	<p>閉鎖した。</p> <p>国公立大学・公立短期大学の大学基本情報について、平成28年度までの直近5年間の情報を機構ウェブサイトに掲載した。</p> <p>また、認証評価に関するリーフレットをウェブサイトでの掲載を含め、大学、高等専門学校その他の関係者に配布して周知に努めた。</p> <p>機構ウェブサイトの改修のため、広報委員会の下に作業チームを設置し、トップページデザイン案を作成したほか、利便性の向上に向けて検討を行った。</p> <p>広報誌「機構ニュース」を毎月発行し、質保証連携に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。</p> <p>2. 諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>教職協働のもと、国際連携連絡会議にて作成した「平成28年度国際連携アクションプラン」に基づき、以下の情報収集・発信を行った。</p> <p>《国際連携ウェブサイトの充実、国内広報の強化》</p> <p>情報収集活動の成果物である「インフォメーション・パッケージ」や記事等を、国際連携ウェブサイトに集約して掲載した。情報収集のための国際会議への参加は、平成28年度は19件と昨年度比8件増であった。</p> <p>インフォメーション・パッケージや国際連携ウェブサイトの周知を図るため、広報用フライヤー(チラシ)の作成・配布やメルマガ配信等により幅広い広報を行った。今年度は、「高等教育に関する質保証関係用語集(第4版)」の普及を目的としたフライヤーの改訂を行い、各種会議等にて配布し、認知度向上の取組を行った(配布件数H27 10件→H28 19件)。その結果、国際連携ウェブサイトのH28年</p>	<p>さらに、機構ニュースの発行等を通じた大学における評価活動等に関する情報発信を行った。</p> <p>諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供については、国際連携連絡会議のアクションプランに基づき、教職協働のもと、諸外国の質保証動向の収集、発信を積極的に行った。用語集第4版は、冊子版の有償化を試みたほか、ウェブ上で検索機能を有するオンライン版を新たに作成した。</p> <p>国内広報を強化し、広報用フライヤー(チラシ)を作成して昨年度より広い範囲で配布した結果、メルマガ登録数が、昨年度より75.3%増の847人となり、その成果もあって、国際連携ウェブサイトのH28年度アクセス数が前年度比約48%増加した。</p> <p>日本の教育(質保証)情報の海外発信についても、機構の英文ウェブサイトのデザイン改訂やニュース記事発信など新たな取組を行った。</p> <p>「大学質保証フォーラム」を開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。</p> <p>学位授与状況等調査、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成・公開、「平成29年度科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開についても、引き続き実施した。</p> <p>大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。</p> <p>大学ポートレートへの大学の参加割合については増加傾向にある。大学ポートレートへの新規訪問者数については増加傾向にあるが、アクセス数については減少傾向にある。こうした状況を踏まえ、今年度に下記の取組を実施している。</p> <p>《大学ポートレートの利用促進の取組》</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>大学ポートレートについては新規訪問者数が増加傾向にある一方で、アクセス数全体は減少傾向にあるので、その要因分析とともに、アクセス数の拡大、利便性の更なる向上のために、見直し改善を行うことが期待される。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt;</p> <p>大学ポートレートの継続的訪問者数が減少しているということは、一度閲覧した結果、その情報の利用価値があまりないと判断されているのではないかと危惧される。</p> <p>大学ポートレートの有効活用が望まれるなか、今後はその有効活用についての方策の着手が望まれる。</p>
---	---	---	--	--	--

<p>に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。</p> <p>また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。</p> <p>これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。</p>	<p>踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進めることによる情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて</p>	<p>に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進めることによる情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて</p>	<p>度アクセス数が月平均25,491件となり、平成27年度比約48%増加した。</p> <p>また、平成26年度に開設したメルマガ「海外高等教育質保証動向ニュース」を、毎月配信し、メルマガ登録者数は平成29年3月23日現在847人(前年度比75.3%増)となっている。さらに、7月には、メルマガ登録者に対して、適切な配信頻度や関心事項の把握のためアンケート調査を行った(回答数135件:全登録者の20%)。本調査結果に基づき、重点的に調査する事項の見直しや配信方法の改善等を行った。</p> <p>また、ツイッターによる記事新規掲載のお知らせも開始した。</p> <p>(主な実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国の質保証の動向記事の発信(119件)</li> <li>・ 「高等教育に関する質保証関係用語集:Glossary(第4版)」フライヤー改訂</li> <li>・ 諸外国の質保証システムに関する概要ブリーフィング資料(ベトナム)の完成・公表</li> <li>・ 機構内国際連携事業報告会(1件) ベトナムの質保証システム及び豪州スタッフ交流報告</li> </ul> <p>『H28大学質保証フォーラムの開催』 「質保証、だれが何をどうするか」をテーマに、国内外の高等教育の関係者をはじめ、400名を超える参加を得て開催した。アンケート結果では、76.4%<sup>(*)</sup>の参加者から、「とても良かった」または「良かった」の回答を得た。</p> <p>(*)満足度は5段階で調査。回答実数165件</p> <p>『日本の質保証及び機構の評価に関する海外発信』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英文ウェブサイトのデザイン改訂</li> <li>・ 高等教育に関する質保証関係用語集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者への広報チラシの配布やメールマガジンへの寄稿</li> <li>・国立大学のRSS配信試行の開始</li> <li>・全国高等学校進路指導協議会との意見交換</li> </ul> <p>『閲覧者の利便性向上のための取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステークホルダー・ボードからの意見を受け、モバイル端末対応を実施</li> <li>・一覧機能の充実を推進することが運営會議(第6回)で決定</li> </ul> <p>国際発信については、大学ポートレート運営会議において了承された国際発信版のシステム構築に関する方針を受けて仕様書を作成、1月に入札公告、3月に開札のうえ契約を行った。</p> <p>大学情報の利活用については、第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価に係るデータ分析集及び入力データ集を7月にとりまとめ、評価者に提供した。また認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めた。</p> <p>更に、教育改善のための情報の活用に資するため、平成29年3月に大学情報分析ツール(BIツール)の国公立大学への提供を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	---	--	--	---

	<p>改善に取り組むものとする。</p>	<p>の新版（第4版）冊子刊行（有償化）、検索機能を有するオンライン版公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ INQAAHE Bulletinへの投稿</li> </ul> <p>《学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査》</p> <p>同調査報告書の要約版を作成し、機構ウェブサイトに掲載した。国際的な学生移動や外国資格評価に関連する国内外動向収集の一環として、UK NARIC が主催する会議や「eTraining」等に参加するとともに、高等教育資格やジョイントディグリーの認証に関する政策などを記事にして、国際連携ウェブサイトの QA Updates-International より発信した。</p> <p>3. 学位授与の状況や学習機会等の情報の収集、整理、提供</p> <p>《学位授与状況等調査》</p> <p>大学院を置く各国公私立大学（全632大学）へ調査票を送付し、調査対象である全大学から回答を得て、各大学からの回答を集計し、調査結果を文部科学省へ提出した。</p> <p>《学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供》</p> <p>「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び「平成29年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成、公開した。</p> <p>4. 大学ポートレート</p> <p>《大学ポートレートによる教育情報の公表》</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。</p> <p>《参加大学数及びアクセス件数》</p> <p>平成29年3月末日の参加大学数は、国</p>	
--	----------------------	--	--

立大学 86 校、公立大学 73 校、公立短期大学 13 校、株式会社立大学 3 校で参加割合は 89.7% であった。なお私立大学 581 校、私立短期大学 302 校で、国公私立全体の参加割合は 95.7% である。

また、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までのアクセス件数は 503,735 件、新規訪問者数は 112,236 件である。なお、国公私立全体でのアクセス件数は 2,604,565 件であった。

#### 《利用促進のための取り組み》

大学ポートレートの利用を促進するため、学校関係者への広報チラシの配布を行った。また 6 月には全国高等学校進路指導協議会との意見交換を実施した。さらに、メールマガジンへの寄稿・投稿などにより、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。8 月には国立大学の RSS 配信試行及び機構 twitter による周知、モバイル端末対応を行った。

また、ステークホルダー・ボードからの意見を受け、平成 29 年 3 月にモバイル端末対応を実施した。更に、ステークホルダー・ボードより一覧機能の充実について推進すべきとの意見が出たことを受け、これを推進することが運営会議（第 6 回）で決定された。今後は一覧機能の充実について検討、改修を行う予定である。

#### 《大学ポートレートによる国際発信》

平成 28 年 7 月開催の大学ポートレート運営会議（第 5 回）にて審議の上、大学ポートレート国際発信システム構築のための基本方針が決定された。これを受け仕様書を作成、入札公告を行い、平成 29 年 3 月に開札、契約を行った。

#### 《大学情報の利活用》

第 2 期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価に係るデータ分析集及び入力デ

				<p>ータ集を7月にとりまとめ、評価者に提供した。</p> <p>認証評価連絡協議会と連携し、認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供することが決定された。</p> <p>教育改善のための情報の活用に資するため、平成29年3月に大学情報分析ツール（B I ツール）の国公立大学への提供を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-6-(1)-②	質保証人材育成					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 6 号及び第 7 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 6 号及び第 7 号	業務に連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
「自己評価担当者等に対する研修会」参加者数	大学	367 人	182 人	133 人		
	高等専門学校	29 人	30 人	34 人		
	法科大学院	5 人	54 人	62 人		
「大学教育の質保証研修」参加者数	127 人	—	—			
「EA（自己評価力）に関するワークショップ」参加者数	27 人	31 人	27 人			
大学連携ワークショップ参加者数	—	—	71 人			
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
予算額（千円）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
決算額（千円）	—	458,762	443,401			
経常費用（千円）	525,003	349,116				
経常収益（千円）	415,468	483,222	441,961			
うち運営費交付金収益（千円）	415,468	254,948	293,026	259,289		
うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0			
うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047			
従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)			

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4-(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-4-(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-4(質保証連携)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で区分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数）書きで表記）  
なお、評価項目 II-5(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 研修参加者数	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 113~114	<自己評価書参照箇所>	評定 B
6 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活	6 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活	6 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活	<その他の指標> 研修終了後のアンケート調査結果等 研修の実施状況 <評価の視点>	<主要な業務実績> 1. 大学等の評価関係者等に対する研修等 大学等の自己評価担当者等に対する研修を実施し、大学については 133 人、高等専門学校については 34 人、法科大学院それ ぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、おおむね肯定的な回答が得られた。 E A ワークショップ及び大学連携ワークショップにおけるアンケート結果から、満足度について 5 段階評価で「満足・どちらか」というと満足とした回答が 96%、86	<評定と根拠> 評定：B 大学、高等専門学校及び法科大学院それ ぞれの自己評価担当者向けの研修を実施 E A ワークショップ及び大学連携ワー クショップにおけるアンケート結果から、 満足度について 5 段階評価で「満足・ど ちらか」というと満足とした回答が 96%、86	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 特なし。 <今後の課題・指摘事項> 特なし。 <有識者からの意見> 「優れた取組」事例に基づく大学連携ワークショ

<p>動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。</p>	<p>動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、I R (インスティチューションナル・リサーチ)、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。</p>	<p>動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、I R (インスティチューションナル・リサーチ)、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。</p>	<p>「自己評価書作成に関する理解が深まった」 : 【3.63】、(3.44)、[2.97]      「説明が分かりやすかった」 : 【3.60】、(3.12)、[2.81]      「資料が分かりやすかった」 : 【3.55】、(3.36)、[2.97]      「研修内容の分量が十分であった」 : 【3.50】、(3.12)、[2.94]      「進行が適切であった」 : 【設問無】、(3.28)、〔設問無〕      「この研修会に満足した」 : 【3.64】、(3.28)、[2.94]      ※「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学は82%、高等専門学校は74%、法科大学院は50%の参加者が回答      ※【】内は大学の数値、( )内は高等専門学校の数値、〔〕内は法科大学院の数値</p> <p>2. 高等教育質保証人材育成事業      研究開発部と評価事業部が協働の上、また大学等と連携をしながら、大学等の質保証関係者向け研修プログラムの教材開発を進めた。      12月開催のワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方&amp;指標の選び方」の結果を踏まえ、研修プログラムのうちEA (Evaluability Assessment :自己評価力)に関する教材のブラッシュアップを行った。ワークショップ開催や教材のブラッシュアップにあたり、EA教材を開発している研究会の大学関係者と連携を図った。      &lt;アンケート結果&gt;      (講師と運営者を除く参加者 27 人中 26 人から回答、回収率 96%)      設問      「総合的に判断して、ワークショップはいかがでしたか」→「満足・どちらかといふと満足」 : 96%      次に、12月開催の大学等の質保証に関</p>	<p>%と高い評価が得られており、質保証に関わる人材の能力向上のための取組が着実に行われた。      以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;      特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>ップは、現場のニーズに対応したものになっている」と推察する。      大学連携ワークショップを開催し、アンケートから関係者のニーズを確認できたことは良い結果である。</p>
---	--	---	---	--	--

			<p>する研修(オプショナル)の結果を踏まえて、研修プログラムのうち共通基礎に関する教材のブラッシュアップ及び追加を行った。</p> <p>さらに、関係者のニーズや国内外の評価者向け研修に関する調査等について、平成29年3月に、過去に実施された機関別認証評価の結果報告において「優れた取組」として指摘された事例を用いて、大学連携ワークショップ(外部参加者71名)を開催した。開催後に行ったアンケート結果からも高い評価が得られ、特に大学関係者のニーズを確認することができた。</p> <p>&lt;アンケート結果&gt;(外部参加者71名中61名から回答、回答率86%)</p> <p>設問 「総合的に判断してワークショップはいかがでしたか」→「満足・やや満足」:92%</p> <p>「今後取り上げてほしいテーマ」→内部質保証とIR、学修成果など</p>	
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-6-(2)	国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組					
当該事業実施に係る根拠 独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 6 号及び第 7 号	業務に連関する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133		

2. 主要な経年データ					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報			②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認証評価機関連絡協議会等	4 回	4 回	4 回		
機関別認証評価制度に関する連絡会	4 回	4 回	4 回		
海外の質保証機関等との交流実績	26 件	28 件	32 件		

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4-(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-4-(1)-②質保証人材育成」と切り分けることは不可能なため、II-4(質保証連携)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数)書きで表記)

なお、評価項目 II-5(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 認証評価機関連絡協議会等開催回数 機関別認証評価制度連絡会開催回数	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 115~119	<自己評価書参照箇所>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 我が国高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内	6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 ① 我が国の大大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、	6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 ① 我が国の大大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、	<その他の指標> 認証評価機関連絡協議会等を通じた取組状況 国際ネットワークを通じた交流実績	<主要な業務実績> 1. 国内の評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会において、認証評価機関連絡協議会の開催(2回)、同ワーキンググループの開催(2回)、協議会リーフレットやウェブサイト英語版の作成を行った。また、同協議会の下、平成 28 年 4 月に評価担当職員研修を実施した。さらに、大学ポートレートの認証評価への活用について具体的な検討を進め、	<評定と根拠> 評定: B 国内の評価機関との連携においては、社会認知度向上のための情報発信、大学ポートレートの活用の検討、研修の実施、調査研究の成果の提供など、国内の認証評価機関との連携により、質保証向上への取組を進めた。 海外の質保証機関等との連携においては、年度当初に策定した国際連携連絡会議	<評価すべき実績> 特なし。 <今後の課題・指摘事項> 特なし。 <有識者からの意見> 質保証機関としての事業を明確にして、より緊

<p>外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。</p> <p>② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行なう。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。</p>	<p>認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。</p> <p>② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。</p>	<p>認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。</p>	<p>携の取組状況 各種調査の実施状況 &lt;評価の視点&gt; 質保証機関としての事業を明確化するとともに、国外の質保証機関の動向に関する広報活動や質保証の取り組みへの社会の認知度と理解度を高める取組を行ったか。 【平成 27 年度評価】</p>	<p>各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成した。</p> <p>また、機関別認証評価制度に関する連絡会を 4 回開催した。</p> <p>なお、認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、他機関に対し、機構の専門的知見の提供を行った。</p> <p>2. 国際的な質保証ネットワークへの参画及び海外の質保証機関との交流・取組</p> <p>年度当初に国際連携連絡会議で作成したアクションプランに基づき、以下の活動を教職協働で実施した。</p> <p>《ネットワーク参画・質保証機関交流実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE) 2016 メンバーフォーラムへの参加（平成 28 年 5 月）</li> <li>・ アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN) 2016 総会への参加・発表（平成 28 年 5 月）</li> <li>・ INQAAHE 2017 隔年次総会への参加・発表（平成 29 年 3 月）</li> <li>・ 諸外国の質保証システムに関する現地調査 -ベトナム（4 月） -フランス・英国（10 月）</li> <li>・ マレーシア資格機構 (MQA) との合同専門委員会</li> <li>・ スタッフ交流（機構から教職員を派遣） -豪州高等教育質・基準機構 (TEQSA) -香港学術及職業評審局 (HKCAVQ) -台湾高等教育評鑑中心基金会 (HEEACT)</li> <li>・ 覚書の更新（3 件）</li> </ul> <p>なお、平成 28 年度は、教職協働のもと、海外の覚書締結機関と、共同プロジェクト、調査、会議参加、情報交換等 32 件 (H27 28 件) にわたる連携を行った。</p> <p>《日中韓質保証機関連携及び「キャンパス</p>	<p>のアクションプランのもと、年度途中においても計画の充実を図りながら、教職協働で国際的な質保証ネットワーク会議等へ積極的に参加した。特に、覚書締結機関とは、昨年度開始した豪州 TEQSA のほか、台湾 HEEACT、香港 HKCAVQ と 28 年度新たにスタッフ交流を開始するなど、昨年度より 4 件増の 32 件の国際連携活動を行った。</p> <p>さらに、日中韓の 3 カ国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングについては、中韓の質保証機関と緊密に連携して、最終報告書となる優良事例集（英語）を機構が主導となって中韓と連携しながら作成したほか、モニタリングの成果である国際共同教育プログラムの優れた取組の周知を図るため、国内外の会議等において精力的に発表を行った。また、3 カ国の質保証機関による国際的に先駆的な共同モニタリングでの経験を踏まえ、質保証機関が国際共同教育プログラムの質保証を行う上で参考に資すること目的とした質保証ガイドラインの素案を作成し、概ね 3 カ国で合意している。また、平成 28 年度から開始している向こう 5 カ年のキャンパス・アジア第二モードについても、中韓の質保証機関と連携を図りながら、第 1 モードより発展的させたモニタリング手法の開発に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>密な連携を進捗していただきたい。特に国外の質保証機関の動向については、より広範な広報活動を期待する。</p>
--	--	---	---	---	--	---

				<ul style="list-style-type: none"><li>・「アジア」モニタリング活動》</li><li>・ 前年度に実施した2次モニタリング報告書（プログラムごと）の作成</li><li>・ 日中韓の共同報告書『CAMPUS Asia Pilot Program Joint Monitoring Report : Useful Tips How to Design an International Cooperative Academic Program』の冊子刊行・機構ウェブサイト掲載</li><li>・ 日中韓共同ガイドラインの作成</li><li>・ 国内会議（1件）、国際会議（3件）における成果発表</li><li>・ 合同モニタリング委員会及びPG2会合等の開催（4回）</li></ul>	
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-7-(1)-①	大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への 成果の活用	事業への成果の移転 (事業資料)	5 件 (「報告書等」と重複記載)	6 件 (研修会資料)	1 編 (研修会資料) 7 件 (説明会・研修会 講演担当)		
	事業協働研究会開催 (調査研究・事業協働)	13 回	6 回 (研修会)	10 回 (研究会)		
	調査結果とりまとめ (調査研究・事業協働)	6 編 (「調査結果の公 表」、「報告書等」 と重複記載)	5 編 (「報告書等」と重複記載)	5 編 (「報告書等」と重複記載)		
社会への成果の 提供	調査結果の公表 (認証評価の検証)	5 編 (下記「報告書 等」と重複記 載)	5 編 (「報告書等」と重複記載)	3 編 (「報告書等」と一部重複記載)		
学術論文・ 学会発表等	学術論文等	3 編	5 編	5 編		
	学会発表等	9 件	10 件	3 件		
	報告書等	11 編	5 編	5 編		

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5(調査研究)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数( )書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する事項	II 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する目標を達成 するためとるべき措 置	II 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する目標を達成 するためとるべき措 置	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成 果の活用(事業へ の成果の移転件 数、事業関連説明 会等担当数、その 他)	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 125～129	<自己評価書参照箇所>	評定 B
				<主要な業務実績> ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価 に関する調査研究	<評定と根拠> 評定：B 「ア 大学等の教育研究の評価の在り方 に関する研究」において実施した我が国の	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着 実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 特になし。
7 調査研究	7 調査研究	7 調査研究				

<p>我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機関の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。</p>	<p>機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。</p>	<p>・ 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等）</p> <p>・ 学術論文・学会発表・報告書等の件数</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>・ 調査研究の実施状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・ 機構の事業への成果の活用状況</p> <p>・ 社会への成果の提供状況</p> <p>・ 調査研究の成果と実績の状況</p>	<p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 大学機関別認証評価や国立大学法人評価との関係を含め、我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を行った。平成28年度には、分野別質保証の在り方、及び内部質保証システムの在り方について重点的に研究を進めた。</p> <p>《分野別質保証の在り方に関する調査研究》</p> <p>平成27年度に実施した文部科学省委託調査「我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究」の調査内容の分析やとりまとめを行い、報告書を公表するとともに、学会発表を行った。ここでは、学協会や専門職団体へのアンケート調査を踏まえて、分野ごとの教育の質保証の実施体制の在り方や、内部質保証及び既存の外部質保証との関係の概念整理を行った。また、平成27年度より、フランス国立社会科学高等研究院に1人在外研究員として派遣して海外調査を行い、フランス高等教育の評価枠組みや分野別質保証、国家資格枠組みに関わる近年の動向について調査を行った。</p> <p>文部科学省からの委託を受け、人文学を対象とした分野別質保証の検討を行った。国立大学法人評価における現況調査表の内容分析を行うとともに、人文学の大学教員や入試・就職に関する民間機関の専門家を招いた検討会を設置し、研究会を3回実施した。その結果を「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）」としてとりまとめた。検討まとめでは、人文学系において内部質保証システムの構築や、学修成果の評価において留意すべき事項をまとめている。これらは、事項に示す「教育の内部質保証に関するガイドライン」に基づいて大学が内部質保証を行う際に、人文学系において留意が必要な事項を提示したものとなっている。</p>	<p>大学評価における《分野別質保証の新たな在り方の検討に資する調査研究》、及び《内部質保証システムの在り方に関する調査研究》は、大学等の認証評価をさらに教育研究の継続的改善のための評価として発展させるために、国際的にも標準とされている質保証と整合性のある我が国における新たな第三者評価としての課程別・分野別・機能別評価の在り方を追究したものとして評価できる。また、平成28年度に機関が実施した国立大学法人等の教育研究活動の評価に関して実施した《国立大学法人評価の在り方に関する調査研究》は、次期の法人評価のあり方の検討に資する調査研究として認められる。</p> <p>本調査研究にあたっては、研究会(10回)を開催するとともに、研修会（1件）で説明するほか、調査研究の成果を学術論文4編、学会発表1件、報告書2編で公表した。</p> <p>「イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」においては、《アンケート調査等による各種評価の検証》として、平成27年度に実施した大学機関別認証評価、大学機関別選択評価、及び法科大学院認証評価の3評価について、評価方法の適切性ならびに評価の効果の検証を行い3編の報告書としてとりまとめ、評価の改善に反映させるための資料とした。また、法科大学院認証評価の第2サイクルに関するオーバービュー的検証を進め、年度内に主要部分の執筆を完了した。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文1編、学会発表2件（うち国際会議1件）、報告書3編で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; 特になし。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt; 人文学系の内部質保証については客観的指標や基準を設けることが難しいと考えられるため、留意が必要な事項を提示したことは望ましいと考える。</p> <p>教育研究活動の評価基準は時代とともに変化するものであり、「国立大学法人評価の在り方に関する調査研究」は時宜にかなったものであり成果が期待される。</p> <p>大学等の教育研究の評価は従来以上に国立大学法人にとっても質的に重要になっている。大学等とも連携しながらの進展を期待する。内部質保証の在り方については、特に大学と連携しながら、その実質的な内部質保証の仕組みの進展が期待される。</p>
---	---	---	--	--	---

<p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。</p>	<p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方にに関する研究</p> <p>我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大</p> <p>等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及</p> <p>び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方にに関する研究</p> <p>我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国的大</p> <p>等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及</p> <p>び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>『内部質保証システムの在り方に関する調査研究』</p> <p>今後の認証評価が内部質保証を重視したシステムに転換する必要があることから、内部質保証システムやプログラム・レビューに関するガイドラインの作成に着手した。11月より文部科学省の委託を受け、3月末までに計7回の研究会を開催し、山口大学、英国バーミンガム大学への訪問調査も行った。これらの検討を踏まえて、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、大学における内部質保証システムのあり方や、その中で核となるプログラム・レビューの実施方法や基準の例示をしている。今後の第3サイクルの認証評価基準が内部質保証を重視したものとなることから、大学が内部質保証システムを構築する際の参考になるものと位置づけている。</p> <p>『国立大学法人評価の在り方に関する調査研究』</p> <p>平成28年度に実施した国立大学法人評価における研究業績水準判定について、国立大学評価室と連携して評価者に対してアンケート調査を行い、9月末までに方法の妥当性や新たに評価者へ提供した資料の有効性を検証した。また、現況分析の評価者に対してもアンケート調査票を作成して回答を得た。さらに、達成度評価の評価者についてもアンケート調査票の作成を年度中に行つた。今後、これらの集計・分析を行うとともに、大学に対する調査を次年度に実施し、これらを基に、国立大学法人評価の在り方を検討することとしている。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>平成27年度に実施した認証評価について、評価方法の適切性ならびに評価の効果の検証を行うことにより、評価事業の説明</p>		
--	---	---	---	--	--

			<p>責任を果たすとともに、評価の改善に反映させるための調査研究を行った。</p> <p>『アンケート調査等による各種評価の検証』</p> <p>機関別認証評価の検証については、平成27年度実施分について現状の検証方法により、評価企画課と協力して6月に集計結果の確認を行い、9月までに対応方針、及び報告書の構成を決定し、3部の報告書を平成29年3月に刊行した。また、法科大学院認証評価の第2サイクルに関するオーバービューワ的検証の方針、作業分担を検討し、9月までに関連諸会議の資料の分析などを含め内容の構成を決定した。評価支援課の協力を得て資料を収集し、資料の分析を進め、平成29年2月に分析の概要をまとめて詳細資料を整理し、年度内に主要部分の執筆を完了した。報告書は平成29年6月に公表する予定である。</p> <p>第3サイクルの機関別認証評価に関する検証方法に関する検討を評価企画課と協力して平成29年2月までに改訂(簡略化)の基本方針を確定した。また、調査研究①アにおける内部質保証システムの在り方に関する調査研究と連携して、検証方法を決定し、平成29年度実施評価に関する検証の枠組みを確定した。</p> <p>調査研究成果の公表については、第2サイクルの大学機関別認証評価に関する中間報告書(平成28年度3月付刊行)を一般向けに要約して8月に『IDE』に発表するとともに、その内容の前提となった統計的分析を進展させ、7月に研究集会で発表し、その内容を発展させて国際学術誌で公表した。</p>	
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-7-(1)-②	学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
機構の事業への 成果の活用	事業への成果の移転 (事業資料)	1 件	1 件 (学位審査システムの設計)	1 件 (「事業関連説明会等」と一部重複)		
	学位授与申請資格判定 (外国学校修了者)	3 件	4 件	4 件		
	事業関連説明会等 (資料作成・説明担当)	11 件 (「事業への成果の移転」、「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	20 件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	8 件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)		
	事業説明会開催 (学位審査担当委員)	3 回	2 回 (発表 7 件)	3 回		
	事業説明会開催 (申請者・機関)	2 回 (350 名)	4 回 (発表 7 件)	2 回		
社会への成果の 提供	調査研究の公表・活用 (学位関係)	1 件	6 件 (研究会)	2 件 (研究会)		
学術論文・学会 発表等	学術論文等	4 編	3 編 (報告書 2 編を含む)	8 編 (報告書 4 編を含む)		
	学会発表等	2 件	2 件	4 件		
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
			予算額（千円）	26年度	27年度	28年度
			決算額（千円）	—	355,041	344,683
			経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566
			経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575
			うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874
			うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702
			従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-5-(2) 調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5(調査研究)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数( )書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P.130～136 <主要な業務実績> ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価	<自己評価書参照箇所>	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

7 調査研究  (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究  ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究  学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。  イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究  高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。	置  7 調査研究  (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究  ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。  イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究  高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。	置  7 調査研究  (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究  ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究  ア 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等）  ・ 学術論文・学会発表等の件数  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。  イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究  高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。	会等担当数、その他)  ・ 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等）  ・ 学術論文・学会発表等の件数  ・ 調査研究の実施状況  ・ 機構の事業への成果の活用状況  ・ 社会への成果の提供状況  ・ 調査研究の成果と実績の状況  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。  イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究  高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。	に関する調査研究  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究  ア 学位の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。  イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究  高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。	「ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究」において実施した《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》では、学位システム研究会を開催して、我が国の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のあり方の議論を背景に、「高等教育レベルの職業教育と学位に関する比較研究」を行って、その成果をとりまとめ報告した。また、《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》においては、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会4件（中国3件、インドネシア1件）に対して調査を行った。  本調査研究にあたっては、2回の研究会を開催するとともに、調査研究の成果を学術論文3編、学会発表3件、報告書1編で公表した。  「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」において実施した《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》では、平成27年度から実施されている特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査について、専門委員より付されたコメントを分析して、関係者に通知した。また、特例適用審査における問題点の改善方策を検討し、8項目の対応策を平成29年度の審査から適用することとした。さらに、平成29年度に実施される特例の適用認定を受けた専攻科に対しては、特例適用専攻科のレビューと認定専攻科のレビューを同一年度に実施することとし、対象校に対する説明会を開催した。また、《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》においては、アンケート調査を実施して、特例適用審査の実施の問題等を整理し学位授与事業へ反映させた。さらに、《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》においては、我が国の大学で授与する学位に付記する専攻分野の名称の調査を実施し、学士723種、修士698種、博士458種	<評価すべき実績>  特になし。  <今後の課題・指摘事項>  特になし。  <有識者からの意見>  最新の政策動向を踏まえて、学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究が進んでおり、学位に関わる政策的議論が行われている。  多くの国々で開発・また導入されているQFといった枠組みあるいは学位水準の枠組みの研究は重要である。残念ながら日本はこうしたQFが取り入れられていない国の一つでもあるが、その有効性についても諸外国と連携しながら、研究されることを期待する。

			<p>もとに、日本高等教育学会大会の口頭発表において特にアメリカ、ドイツの事例について、この仮設の妥当性を検証した。</p> <p>さらに年度末に研究会を開催し、中央教育審議会に対する文部科学大臣の諮問「我が国高等教育の将来構想について」と、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関して国会（第193回）に提出された「学校教育法の一部を改正する法律案」の内容を踏まえて、特に学位にかかる政策について議論し、次年度の研究課題の検討に向けて準備を整えた。</p> <p>このほか、ドイツの大学の学位課程と質保証に関する最新の動向を把握するため、ドイツ・アクレディテーション協議会、ヘルムート・シュミット大学（連邦軍大学）、ハンブルク州の私立大学を訪問して、関係者と意見交換を行い情報を収集した。また研究開発部教員が依頼を受けて、ドイツの産業・社会と専門職業教育に関する基調講演と、我が国高等教育における教養教育の歴史と欧米の影響に関する講演を行った。</p> <p>《機構の学位授与事業に関する諸外国の学位・単位制度調査》</p> <p>外国での学習履歴を持つ学習者からの照会4件（中国3件、インドネシア1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究</p> <p>学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学修の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況、及び学位に付記する名称を調査して、機構の授与する学位、及び学位の国際通用性を検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取</p>	<p>であること等を明らかにし、これらのデータを機構ウェブサイト上に公表して、機構外からの閲覧に供した。</p> <p>本調査研究の成果は事業関連説明会・研修会（5回）を通じて関係者に説明するとともに、学術論文1編、学会発表1件、報告書3編からなる報告（ウェブサイト）1件で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	--	--	--	--	--

得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させるための調査研究を行った。

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成27年度から実施されている特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査について、専門委員より付されたコメントを分析した。その結果、早急に改善を要する問題点を当該特例適用専攻科に、また共通する問題点については学位審査会委員長コメントとしてすべての特例適用専攻科に8月下旬に通知した。また、認定専攻科に対する特例適用審査における問題点の改善方策を検討し、8項目の対応策を平成29年度の審査から適用することとした。

さらに平成29年度には、特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）が初めて実施されるが、特例の適用認定を受けた専攻科に対しては、特例適用専攻科のレビューと認定専攻科のレビューを同一年度に実施することとし、対象校に対する説明会を開催した。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

平成27年度に特例適用専攻科見込み者1,510名から学位申請がなされ、1,489名に学士の学位が授与された。この1,489名に対して、新たな審査方式の検証を目的として、平成28年3月から4月にかけて学位取得の直後WEBアンケートを実施し、回答（824名、回答率55.3%）の解析を行った。

さらに新たな審査方式の実施による特例適用専攻科の教育状況の変化の調査を目的として、特例適用専攻科専攻長に対するWEBアンケートを8月後半から9月前半にかけて実施し、高等専門学校の特例適用専攻科専攻長からの回答（110専攻、回答率93.2%）の解析の結果を工学系専門委員会の各部会

			<p>の主査・副査意見交換会における資料として用いた。また、短期大学の特例適用専攻科専攻長に対するアンケート結果（18専攻、回答率100%）の解析を実施し、高等専門学校の特例適用専攻科へのアンケート結果と合わせて特例適用審査の実施の問題等を整理した。</p> <p>以上に加えて、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価し、学位の授与を行うための組織として学位授与機構が設置されてから25年を迎えたことを機に、学位授与事業25年間の成果と課題について、主にデータから分析を行った結果を機構の『大学評価・学位研究』に公表した。</p> <p>『学位に付記する専攻分野の名称に関する調査』</p> <p>平成27年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、平成28年2月から3月にかけて全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した。平成28年度には、研究開発部でこの調査結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士723種、修士698種、博士458種であること、学士の学位に関しては、全体の約66%が、唯一の大学で用いられている付記名称であることなどを明らかにした。これらのデータを学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に集計した結果を機構ウェブサイト上に公表して、機構外からの閲覧に供した。</p>	
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-7-(1)-③	高等教育の質保証の確立に資する調査研究					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転 (ソフトウェアツール)	1 件	1 件 (開発環境)	2 件		
	事業への成果の移転 (研修教材)	6 編 (「事業関連説明会等」と重複記載)	7 編 (「事業協働研究会開催」と重複記載)	6 編 (「事業協働研究会開催」と重複記載)		
	事業協働研究会開催 (調査研究・事業協働)	7 回	3 回 (発表 4 件)	4 回 (発表 4 件)		
	事業協働国際ワークショップ開催	1 回	1 回 (発表 1 件)	1 回		
	事業関連説明会等 (資料作成・説明担当)	13 件	2 回 (発表 2 件)	1 回		
社会への成果の提供	研修会開催 (調査研究・事業協働)	1 回 (127 名参加)	—	—		
	ワークショップ開催	1 回 (27 名参加)	3 回 (発表 4 件)	1 回 (30 名参加)		
学術論文・学会発表等	学術論文等	2 編	3 編	8 編		
	学会発表等	7 件	8 件	15 件		
	報告書等	2 編	—	—		
研究成果の検証	成果検証研究会	1 回	—	—		

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-5-(2) 調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5(調査研究) の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他)	<実績報告書等参考箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.139~145 <主要な業務実績> ③ 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究	<自己評価書参考箇所> <評定と根拠> 評定: B 「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」において実施した《大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発》では、大学情報の収集・分析・提供システム(大学ポートレートシステム)の改良に資する研究開発、及び事業との連携業務としての情報支援ツールの開発を行うとともに、これらを利用した大学ポートレート公表情報の文書情報の分析や、大学情報の信頼度を高めるための方法について検討を行った。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 学習成果の評価手法を追究するとともに、教育成果にかかる指標の妥当性や評定の信頼性を検証しつつ、具体的な指標設定のためのチェックリストを開発するなど、高等教育の質保証の確立に資する調査研究を推進している。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。
7 調査研究 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。	7 調査研究 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究 質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。 イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究 我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在	7 調査研究 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究 質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。 イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究 我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在	<その他の指標> 調査研究の実施状況 <評価の視点> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況	<大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発> 大学情報の収集・分析・提供システム(大学ポートレートシステム)の改良に資する研究開発として、システムへの情報提供機能(大学ニュース: RSS/ATOM)の追加と利用履歴の分析、検索機能の検討(全文検索システム)、ウェブサイト改良のための検討と修正を行った(レスポンシブデザインのプロトタイプの開発等)。 また、事業との連携業務として、情報支援ツール(国立大学法人評価における「研究業績リスト」収集・整理ツール)の開発、及び高等教育に関する質保証関係「用語集」のオンライン版の開発、アンケートや日程調整のシステム開発の検討を行った。 これらのツールを用いた大学ポートレート公表情情の文書情報(大学・学部の目的と3ポリシー)の抽出ツールの試作、テキスト	<大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究> においては、平成27年度から継続して実施している《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》、《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》、《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》、及び《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》を実施し、とくに内部質保証に関する基礎的かつ実証的な調査研究を推進して、それぞれの目的に叶った成果をあげている。 《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》では、大学の内部質保証と民間的手法にかかる政策について分析を行い、「民間的手法」が漠然とではあ	<有識者からの意見> 大学ポートレートシステムへの情報提供機能の追加、利用履歴の分析、検索機能の検討などの検討が進んでおり、これらの改良が早期に実現化することを期待する。 昨年に引き続き以下のことを期待する。国際的な共同学位や日中韓の単位互換とそれにともなう質保証システムは大学にとどまらず進展させたいものの、ハードルが高いだけでなく、情報も不足している。機構は従来からこの分野では多くの情報発信をしてきているが、さらに今後は国境を超えた学位の移動や学生の移動が進展するとすれば、実質的な質保証の在り方についての研究をリードしていただきたい。

	<p>り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参考指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参考指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>分析ツールの検討、アンケート等の文書情報の分析を行った。さらに、各大学から提出される大学情報の信頼度を高めるための方策について検討を行った。</p> <p>イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究</p> <p>高等教育の質保証を確立するために、評価機関等による外部質保証の位置づけを明確にしつつ、大学等の内部質保証システムも含めて、自律的な質保証システムの構築に向けた検討を行うとともに、質保証のためのさまざまな手法について調査を行った。また、学習成果の評価手法を追究するとともに、具体的な指標設定のためのチェックリストを開発した。</p> <p>《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》</p> <p>大学の内部質保証と民間的手法にかかる政策について分析を行い、「民間的手法」が漠然とではあるが「経営」という言葉と近い意味で用いられていることを明らかにした。また、私立大学（MBA）の内部質保証にかかるヒアリングを実施した。</p> <p>《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》</p> <p>Evaluability Assessment研究会を開催し、教材となる事例及びファシリテーション法の開発を行った。事例については、入試広報を題材に選び、研究会メンバーの大学から失敗事例を集め、それらを参考しながら、入試広報に苦労する事例（架空大学）を完成した。その上で、「自己評価力を向上させるためのワークショップ」を開催した（30名参加）。</p> <p>《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》</p> <p>教育成果にかかる指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行った。スーパー</p>	<p>るが「経営」という言葉と近い意味で用いられていることを明らかにした。《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》では、Evaluability Assessment研究会を開催し、教材となる事例及びファシリテーション法の開発を行った。《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》では、教育成果にかかる指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行った。《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》では、大学が「内部質保証」をどのように捉えているか、大学間でその認識にどのような差異があるかを定量的に明らかにした。</p> <p>また、平成28年度から実施した、《教育研究評価のための新たな指標・基準及び評価方法の開発》では、政策研究大学院大学との共同研究のもとで米英日の大学の戦略や目標・計画を分析して、大学の教育研究活動を把握するための指標の検討を行った。さらに、《大学改革評価の基準に関する調査研究》では、大学改革が進む中の大学評価や大学支援の方策の検討として、大学の財政的持続可能性の対応状況について情報収集を行った。</p> <p>本調査研究の実施にあたって研修会（3回）するとともに、調査研究の成果を学術論文4編、学会発表5件で公表した。</p> <p>「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》で、国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国のアcreditation制度に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を行った。《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》では、国際的な共同教育プログラムの質を保証するための「チェックリスト」の内容を検討・精査して指針の原案を</p>
--	---	---	--	--

			<p>グローバル大学創成支援事業の構想調書に大学が記載を求められた指標を題材に、採択大学の事業担当者を対象に、チェックリストを用いて指標の妥当性を求める調査計画を立て、WEBアンケート調査を行い、被験者の違いや指標の違いによる評定の一貫性から信頼性係数を算出した結果、高い数値が得られ、チェックリストの有用性を確認した。さらに、大学が独自で設定した指標と申請書で既に設定されている指標との間での妥当性評定値の差や、アンケート自由記述欄の分析を通して、大学の指標に対する認識に関する特性を明らかにした。</p> <p>《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》</p> <p>大学が「内部質保証」をどのように捉えているか、大学間でその認識にどのような差異があるかを定量的に明らかにし、大学の内部質保証システム構築を支援・促進するための基礎データとして提供した。</p> <p>《教育研究評価のための新たな指標・基準及び評価方法の開発》</p> <p>教育研究活動の定量的分析として、大学の学部単位での論文データ等の整理・分析を行い、政策研究大学院大学との共同研究のもとで米英日の大学の戦略や目標・計画を分析して、大学の教育研究活動を把握するのに有効な指標の検討・分析を行った。また、JSTとの共同研究のもとで特に日本語論文についてのピアレビュー支援情報を検討し、研究業績の各種データベースにおけるカバー状況の把握を進めた。</p> <p>《大学改革評価の基準に関する調査研究》</p> <p>大学改革が進む中での大学評価や大学支援の方策の検討として、平成28年10月に開催されたEUA Funding Forumに出席し、大学の財政的持続可能性の対応状況について情報収集を行うとともに、英国の2大学とHEFCEに対してヒアリングを行い、財政的持</p>	<p>策定するために、国内大学を対象にしたオンライン・アンケート調査、及び東南アジアの質保証機関を中心とした「国境を越えた高等教育」及び「チェックリスト」に関するヒアリング調査を実施した。《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》では、平成27年度まで実施した国内大学における外国での学修履歴と海外で修得した単位の認定業務の実態や課題及び欧州各国の情報センターNICに関する調査の成果に基づき、我が国におけるNICの設置を視野に入れつつさらなる国際的な情勢の調査と分析を行った。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文3編、学会発表6件で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	--	--	--	--	--

続性の現在の課題やその分析状況を把握した。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みの検討を行った。

《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》

国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国のアcreditation制度に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を遂行した。また、米国の法曹教育のプログラム・アcreditationの現状及び大学の情報公開の課題に関する論考及び米国のインスティューションナル・リサーチに関する論考を学術誌に掲載した。

《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》

平成27年度までに実施した「東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法に関する調査」において開発した「チェックリスト」の内容を検討・精査し、指針の原案（手引書の改訂案）作成のため、国内大学を対象にしたオンライン・アンケート調査を開発・実施した。これと並行して、東南アジアの質保証機関を中心とした「国境を越えた高等教育」及び「チェックリスト」に関するヒアリング調査を実施した。さらに、ASEAN地域の大学連合の質保証機能を負っているAUN-QAがマレーシアで開催した国際会議において、わが国の高等教育の質保証の現状と課題について講演した。

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に

			<p>必要な情報提供の在り方の検討》</p> <p>平成 27 年度まで実施した国内大学における外国での学修履歴と海外で修得した単位の認定業務の実態や課題及び欧州各国の情報センター NIC に関する調査の成果に基づき、我が国における NIC の設置を視野に入れつつさらなる国際的な情勢の調査と分析を継続している。これらに基づき、我が国と韓国の FCE 及び NIC の設立準備に関する状況の比較検討の結果を発表した。また、フィリピンの最新事例について調査し、共同研究者による論考を報告した。</p>	
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-7-(2)	調査研究の成果の活用及び評価					
当該事業実施に係る根拠 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構法第 16 条第 1 項第 5 号	業務に関連する政 策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育 研究の質の向上	関連する政策評価・行 政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
機構の事業への 成果の活用	事業への成果の移転（事業資 料等）	13 件	15 件	8 件		
	事業関連説明会等 (資料作成・説明担当)	24 件	22 件	21 件		
	事業協働研究会開催 (調査研究・事業協働)	20 回	9 回	16 回		
	その他	9 件 6 回	15 件 7 回	9 件 1 回		
社会への成果の 提供	調査結果等の公表	6 編	5 編	7 編		
	ワークショップ等開催	2 回	3 回	1 回		
学術論文・学会 発表等	学術論文等	9 編	11 編	17 編		
	学会発表等	18 件	20 件	22 件		
	報告書等	13 編	5 編	6 編		
成果の検証	シンポジウム	2 回	2 回	1 回		
	成果検証研究会	1 回	0 回	0 回		
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
予算額（千円）	—	355,041	344,683			
決算額（千円）	—	289,285	313,321			
経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566			
経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575			
うち運営費交付金収益 (千円)	294,986	264,829	303,874			
うちその他収入(千円)	4,247	6,022	4,702			
従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)			

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」と切り分けることは不可能なため、II-5 (調査研究) の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。  
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する事項	II 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する目標を達成 するためとるべき措 置	II 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する目標を達成 するためとるべき措 置	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成 果の活用(事業へ の成果の移転件 数、事業関連説明 会等担当数、その 他)	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 146~151	<自己評価書参照箇所>	評定 B
				<主要な業務実績> ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 研究開発部が中心となり事業担当部課と 連携して実施し、その成果を直接、各事業に 活用」においては、大学評価及び学位授与	<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着 実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 特になし。	
7 調査研究	7 調査研究	7 調査研究				

<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成績の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。</p>	<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成績の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォー</p>	<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成績の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等）</li> <li>・ 学術論文・学会発表等の件数、成果検証研究会の開催回数等</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>調査研究の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の事業への成績の活用状況</li> <li>・ 社会への成果の提供状況</li> <li>・ 調査研究の成果と実績の状況</li> </ul> <p>研究成果の公表について、一層の充実を図ったか。【平成 25 年度評価】</p>	<p>反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例があげられる。</p> <p>【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】</p> <p>《国立大学法人評価の在り方に関する調査研究》</p> <p>《アンケート調査等による各種評価の検証》</p> <p>【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】</p> <p>《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》</p> <p>外国での学習履歴を持つ学習者からの照会 4 件（中国 3 件、インドネシア 1 件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。</p> <p>《学位授与における新たな単位累積加算の</p>	<p>の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を事業に反映させた事例が多く見られるとともに、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。</p> <p>「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、平成 28 年度の調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られたといえる。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・刊行が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われたことから、平成 28 年度の計画は達成されたといえる。</p> <p>「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、事業関連説明会・研修会 21 件、研究会 16 回、講演会等 1 回により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表し、基盤的研究及び実践的研究の成果を学協会等で学術論文 17 編、学会発表 22 件、報告書 6 編として公表した。さらに、調査研究をもとに、「平成 28 年度大学質保証フォーラム 一質保証、だれが何をどうするか」を開催した。また、機構の研究成果刊行物編集委員会のもとで、学術誌「大学評価・学位研究」第 18 号（平成 28 年 3 月）を刊行した。本号には、論文 3 編を収録した。本誌を関係高等教育機関等へ送付とともに、機構ウェブサイト「独立行政法人大学評価・学位授与・機構学術情報リポジトリ」にも掲載し、公表・提供した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>特なし。</p> <p>&lt;有識者からの意見&gt;</p> <p>社会への広範な情報発信が大いに期待される。</p>
---	--	---	---	---	---	--

	<p>ラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p><b>③ 調査研究の成果と実績の評価</b></p> <p>調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。</p>	<p>ラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p><b>③ 調査研究の成果と実績の評価</b></p> <p>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機関で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不斷に見直す。</p>	<p><b>在り方の検討》</b></p> <p>平成27年度から特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査が開始され、専門委員より付された各々の申請者に対するコメントと特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析した。コメントの分析結果をもとに、関係する部会の主査と副主査による意見交換会を開催し、専門委員間の意識統一を図るとともに対応策を協議し、合意事項を平成29年度の審査から適用することとした。</p> <p><b>《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》</b></p> <p>平成27年度に特例適用専攻科見込み者1,510名から学位申請がなされ、1,489名に学士の学位が授与された。この1,489名に対して、新たな審査方式の検証を目的として、平成28年3月から4月にかけて学位取得の直後WEBアンケートを実施し、回答(824名、回答率55.3%)の解析を行った。さらに新たな審査方式の実施による特例適用専攻科の教育状況の変化の調査を目的として、特例適用専攻科専攻長に対するWEBアンケートを実施した。</p> <p><b>【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】</b></p> <p><b>《大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発》</b></p> <p>大学情報の収集・分析・提供システム(大学ポートレートシステム)の改良に資する研究開発として、システムへの情報提供機能(大学ニュース:RSS/ATOM)の追加と利用履歴の分析、検索機能の検討(全文検索システム)、WEBページ改良のための検討と修正を行った(レスポンシブデザインのプロトタイプの開発等)。また、事業との連携業務として、情報支援ツール(国立大学法人評価における「研究業績リスト」収集・整理ツール)の開発、及び高等教育に関する質保証関</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	--	--	--

			<p>係「用語集」のオンライン版の開発、アンケートや日程調整のシステム開発の検討を行った。</p> <p>『質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供』</p> <p>Evaluability Assessment研究会を平成28年11月、12月に開催し、教材となる事例及びファシリテーション法の開発を行った。事例については、入試広報を題材に選び、研究会メンバーの大学から失敗事例を集め、それらを参考にしながら、講義とグループワークを実施した。</p> <p>『学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討』</p> <p>平成27年度まで研究開発部と評価事業部の協働で遂行した、国内大学における外国での学修履歴と海外で修得した単位の認定業務（Foreign Credential Evaluation: FCE）の実態や課題及び欧州各国の情報センター（National Information Center: NIC）に関する調査の成果に基づき、我が国におけるNICの設置を視野に入れつつさらなる国際的な情勢の調査と分析を継続した。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供したものには、以下のような事例があげられる。</p> <p><b>【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】</b></p> <p>『分野別質保証の在り方に関する調査研究』</p> <p>平成27年度に実施した文部科学省委託調査「我が国における大学教育の分野別質保証の在り方に関する調査研究」の調査内容の分析やとりまとめを行い、報告書を公表するとともに、学会発表を行った。</p> <p>『内部質保証システムの在り方に関する調</p>	
--	--	--	--	--

査研究》

今後の認証評価が内部質保証を重視したシステムに転換する必要があることから、内部質保証システムやプログラム・レビューに関するガイドラインの作成に着手した。11月より文部科学省の委託を受け、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、大学における内部質保証システムのあり方や、その中で核となるプログラム・レビューの実施方法や基準の例示をしている。

【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】

『学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究』

平成28年度には、2年間にわたる「高等教育レベルの職業教育と学位に関する7か国比較研究」の成果を、『高等教育における職業教育と学位－アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告－』（大学評価・学位授与機構研究報告第2号）として平成28年8月に刊行した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

平成27年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、平成27年度に全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施し、平成28年11月に機構ウェブサイト上に公表して、機構外からの閲覧に供した。

【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】

『高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発』

大学の内部質保証と民間的手法にかかる政策について分析し、「民間的手法」は内閣文書のみで、文科省の答申において出現し

ていないこと、及び、代わりに「質保証」「評価」が出現していることが判明した。上記作業と並行して、私立大学（MBA）の内部質保証にかかるヒアリングを実施した。

《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》

教育成果にかかる指標のチェックリストの作成と有用性の検討を行い、スーパーグローバル大学創成支援事業の構想調書に大学が記載を求められた指標を題材に、採択大学の事業担当者を対象に、チェックリストを用いて指標の妥当性を求める調査計画を立て、WEBアンケート調査を行った。

《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》

大学が「内部質保証」をどのように捉えているか、大学間でその認識にどのような差異があるかを定量的に明らかにし、大学の内部質保証システム構築を支援・促進するための基礎データとして提供することを目的として、大学が自己評価書に記述した内部質保証に関する指標・エビデンスを抽出し、多変量解析を用いた分析によって、大学の認識の多様性を可視化した。

《教育研究評価のための新たな指標・基準及び評価方法の開発》

教育研究活動の定量的分析については、大学の学部単位での論文データ等の整理・分析に着手し、複数の組織ソースから学部・学科レベルの英語ソースを作成し予備的分析を行った。

《大学改革評価の基準に関する調査研究》

大学改革が進む中での大学評価や大学支援の方策の検討として、平成28年10月に開催されたEUA Funding Forumに出席し、大学の財政的持続可能性の対応状況について情報収集を行うとともに、英国の2大学とHEFCEに対してヒアリングを行い、財政的持

続性の現在の課題やその分析状況を把握した。

『国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討』

国際的な共同学位プログラムの質保証の検討に資するため、各国のアカレディーション制度に関する情報の収集と分析、我が国の現状との比較検討を行った。

『東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発』

平成27年度までに実施した「東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法に関する調査」において開発した「チェックリスト」の内容を検討・精査し、チェックリストのツール化及びプログラムのデザインに関する指針の原案（手引書の改訂案）作成のため、国内大学を対象にしたオンライン・アンケート調査、及び東南アジアの質保証機関を対象としたヒアリング調査を実施した。

これらの個別課題によるものほか、機構が社会へ公開する以下の会合で、調査研究の成果について情報提供を行った。

『大学質保証フォーラム』

平成28年8月に、「平成28年度大学質保証フォーラム 一質保証、だれが何をどうするか—」（シンポジウム）を開催し、基調講演、及びパネルディスカッションにより、活発な議論が交わされた。

さらに、調査研究に関わる以下の活動によって、社会における成果を公表した。

『学術誌の編集・刊行』

機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、学術誌『大学評価・学位研究』第18号（平成29年3月）を刊行した。本号には、論文1件、研究ノート・資料2件を収録し

		<p>た。</p> <p>『大学評価・学位授与研究』18号の冊子を関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構 学術リポジトリ」にも掲載し、研究成果の公表・提供を行った。</p> <p>各研究者の研究業績等を、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>関連学協会等の論文誌等に査読を受けて公表した学術論文等、関連学協会等の学会発表等、機構が発行した報告書等、及び研究会開催の状況、並びに事業関連説明会・研修等については、(1)大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究の各項に具体的に記載してある。それらの概要は以下のとおりである。</p> <p><b>【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】</b></p> <p>(学術論文等) 5編 (うち国際学術誌2編)        (学会発表等) 3件 (うち国際会議1件)        (報告書等) 5編        (研究会) 10回</p> <p><b>【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】</b></p> <p>(学術論文等) 4編        (学会発表等) 4件        (報告書等) 4編        (研究会) 2回</p> <p><b>【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】</b></p> <p>(学術論文等) 8編        (学会発表等) 15件 (うち国際会議8件)        (研究会) 4回</p>	
--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

特になし

様式1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
III IV V VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産の処分等に関する計画 剰余金の使途						
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成28年度）4-1	行政事業レビューシート（平成28年度）133	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
給与・報酬等支給総額（千円）	772,027	863,036	865,109	1,173,619			
給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	97.2	96.0	99.8	99.7			
短期借入金（千円）	0	0	0	0			
小平第二住宅年間平均入居率	89.3%	90.1%	89.1%	95.8%			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費について は、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準について は、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費について は、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準について は、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の	<主な定量的指標> 収入・支出の状況 収支計画の状況 資金計画の状況 給与・報酬等支給総額 給与水準の対国家公務員指数 <その他の指標> 予算と決算の差額の理由 給与水準の適正化への取組状況 利益剰余金の要因 目的積立金の使途 <評価の視点> 「独立行政法人整理」	<実績報告書等参照箇所> 平成28事業年度業務実績等報告書 P.155～168 <主要な業務実績> ※収入、支出、収支計画及び資金計画の状況 は下欄のとおり。  1. 予算の適正かつ効率的な執行 《セグメント区分の設定》 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定しセグメント情報 を毎年開示している。 また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（9月掲載）や官報掲載（10月掲載）により、内 容を公表した。  《監査の実施》 内部監査、監事監査、契約監視委員会に より、予算執行、会計処理、契約等の適正	<自己評価書参照箇所>  <評定と根拠> 評定：B セグメント区分を設定し、業務別に執行 状況を把握することにより、適切な予算配 分等を行った。 内部監査等を通じて予算執行等の適正 性を確認するとともに、より適正な会計処 理を実施する体制を整備した。 固定的経費の削減の取組により、約△ 2,500千円の削減を実現した。 総人件費については、給与の改定及び退 職手当減額支給措置等、国家公務員に準じ た削減の取組を行っている。 また、役職員の報酬・給与水準について は、国家公務員の給与水準を十分考慮し検 証を行い、その検証結果や取組状況につい て公表した。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 特になし。 <今後の課題・指摘事項> 特になし。 <有識者からの意見> 業務の質の維持・向上を図りつつ固定的経費の削減に取り組まれているが、今後とも不断の努力を期待する。 より適正な会計処理という点では、引き続き適正な会計処理の実施と適切な予算配分に期待する。

<p>させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。</p> <p>また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用</p> <p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>「合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）</p> <p>小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>性を確認した。また、平成28年度より新たに監査契約を締結し、会計監査人による法定監査により、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施している。</p> <p>2. 固定的経費の削減</p> <p>業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下ののような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議資料のペーパーレス化により、用紙代・印刷代等のコスト削減をした（△639千円）</li> <li>・ 電気料について、小平本館の電気需給契約を単年から複数年契約に見直し契約金額の削減に努めた。（△1,500千円）</li> <li>・ 小平オフィスと竹橋オフィスとの業務の円滑化を図るため、使送業務の委託を行っている。</li> </ul> <p>3. 人件費の効率化</p> <p>常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた適正な職員配置を行いつつ、その効率化に努めている。平成27年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、平成28年6月に公表した。</p> <p>また、平成28年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則が改正されたことに伴い、役職員の給与規則等についても、国に準じて一部改正を行った。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金を必要とする事態は生じなかった。</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p>	<p>平成28年4月～平成29年3月の小平第二住宅の入居率は95.8%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。</p> <p>また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年1月22日政令第一四号）（財務省）の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成28年4月1日付で宿舎料の見直しを行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--	--	---	--	--

				<p>平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の小平第二住宅の入居率は 95.8% であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年 1 月 22 日政令第一四号）（財務省）の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日付で宿舎料の見直しを行った。</p> <p>6. 剰余金の使途</p> <p>平成 27 年度決算においては、機関別認証評価事業において利益が発生し、積立金として整理した。</p>	
--	--	--	--	--	--

収入				支出				収支計画				資金計画			
○平成 28 年度収入状況 (単位 : 千円)				○平成 28 年度支出状況 (単位 : 千円)				○平成 28 年度収支計画 (単位 : 千円)				○平成 28 年度資金計画 (単位 : 千円)			
収入	予算額	決算額	差引 増減額	支出	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	2,168,628	2,168,628	0	業務等経費	1,845,540	1,554,049	△291,491	費用の部	17,417,884	15,642,895	△1,774,989	資金支出	153,661,282	185,670,566	32,009,284
大学等認証評 価手数料	174,356	166,623	△8,133	うち、人件費 (退職手当を除 く)	1,011,347	1,001,099	△10,248	経常費用	17,417,884	15,642,895	△1,774,989	業務活動による支出	78,163,420	70,761,757	△7,401,663
学位授与審査 手数料	126,177	118,404	△7,773	うち、物件費	830,411	540,434	△289,977	業務等経費	1,829,444	1,549,148	△280,371	投資活動による支出	17,660	39,415,001	39,397,341
大学ボートレート 運営負担金收 入	0	80,324	80,324	うち、退職手当	3,782	12,516	8,734	大学等評価経費	174,356	185,853	11,497	財務活動による支出	75,480,202	75,493,807	13,605
受託事業等収 入	0	5,940	5,940	大学等評価経費	174,356	185,131	10,775	大学ボートレート運営負担金経費	0	80,324	80,324	次年度への繰越金	0	6,043,892	6,043,892
寄附金等収入	0	2,012	2,012	学位授与審査経費	126,177	118,404	△7,773	寄附金経費	0	2,012	2,012	資金収入	159,143,892	190,231,470	31,087,578
長期借入金等	62,400,000	56,653,211	△5,746,789	大学ボートレート運営 負担金支出	0	80,324	80,324	施設費交付事業費	4,000,000	3,861,907	△138,093	業務活動による収入	90,866,098	90,710,249	△155,849
長期貸付金等 回収金	74,750,853	74,750,853	0	受託事業等	0	5,585	5,585	支払利息	9,800,219	8,272,443	△1,527,776	運営費交付金による 収入	2,168,628	2,168,628	0
長期貸付金等 受取利息	10,001,093	8,727,486	△1,273,608	寄附金支出	0	2,012	2,012	処分用資産売却原価	998,386	961,274	△37,112	承継債務負担金債権 の回収による収入	40,772,544	40,772,544	0
財産処分収入	3,010,000	3,010,000	0	一般管理費	333,599	433,981	100,382	その他の業務経費	445,834	611,529	165,695	承継債務負担金債権 に係る利息の受取額	4,420,134	4,420,134	0
財産賃貸収入	146,817	143,828	△2,989	減価償却費	332,035	439,772	107,737	財務費用	99,993	158,159	58,166	施設費貸付金の回収 による収入	33,978,309	33,978,309	0
財産処分収入 納付金	473,972	1,488,822	1,014,850	臨時損失	0	76	76	臨時損失	0	76	76	施設費貸付金に係る 利息の受取額	5,580,960	4,307,352	△1,273,608
有価証券利息	5,636	7,058	1,422	固定資産除却損	0	76	76	固定資産除却損	0	76	76	処分用資産の売却に による収入	3,010,000	3,010,000	0
その他	10,511	25,365	14,854	収益の部	16,007,459	15,652,527	△354,932	収益の部	16,007,459	15,652,451	△35,008	処分用資産の貸付に による収入	146,817	143,828	△2,989
計	153,268,043	147,348,153	△5,919,890	経常収益	16,007,459	15,652,451	△35,008	運営費交付金収益	2,150,968	1,963,635	△187,333	施設費貸付金の納付 による収入	473,972	1,488,822	1,014,850
				大学等認証評価手数料	174,356	166,223	△8,133	大学等評価収益	174,356	166,223	△8,133	利息及び配当金の受 取額	3,690	5,284	1,594
				学位授与審査手数料	126,177	118,404	△7,773	大学ボートレート運営 負担金収入	0	80,324	80,324	その他の収入	311,044	415,348	104,304
				大学ボートレート運営 負担金支出	0	80,324	80,324	補助金等収益	0	5,585	5,585	投資活動による収入	5,891,600	42,881,600	36,990,000
				寄附金収益	0	2,012	2,012	施設費交付金収益	0	143,828	143,828	財務活動による収入	62,386,194	56,639,621	△5,746,573
				处分用資産貯蔵収入	3,010,000	3,010,000	0	受取利息	9,814,232	8,502,033	△1,312,199	前年度からの繰越金	0	663,545	663,545
				施設費交付金収益	473,972	1,488,822	1,014,850	財務収益	433	1,792	1,359				
				受取利息	9,814,232	8,502,033	△1,312,199	資産見返物品受贈額戻入	5,045	7,708	2,663				
				財務収益	433	1,792	1,359	資産見返運営費交付金戻入	94,948	136,845	41,897				
				資産見返物品受贈額戻入	10,511	25,240	14,729	雑収入	10,511	25,240	14,729				
				資産見返運営費交付金戻入	0	76	76	臨時利益	0	76	76				
				資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	純損失	1,410,425	0	0				
				資産見返運営費交付金戻入	0	76	76	大学改革支援・学位授与機構法第 1 8 条積立金取崩額	1,410,425	0	0				
				純利益	0	9,556	9,556	純利益	0	9,556	9,556				
				総利益	0	9,556	9,556	総利益	0	9,556	9,556				

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### 4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 28 年度）133		
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標		前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
常勤職員数		131人	132人	139人	177人		期末の人数
人事交流機関数		42機関	40機関	50機関	58機関		
人事交流者数		52人	52人	63人	77人		
研修参加者数 (延べ人数)	実践的研修	245人	229人	366人	589人		英語研修を含む
	専門的研修	49人	55人	51人	63人		
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
V その他業務運営に関する重要事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<主な定量的指標> 常勤職員数 人事交流機関数、人事 交流者数 研修参加者数	<実績報告書等参照箇所> 平成 28 事業年度業務実績等報告書 P. 171~172	<自己評価書参照箇所>		評定 B
				<主要な業務実績> 1. 柔軟な組織体制の構築 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第 2 期中期目標期間における教育研究の状況の評価に伴う業務量の増加 (① 13,475 件の研究業績を判定、② 1,429 の学部・研究科の水準を判定する現況分析、③ 90 法人の目標・計画に対する達成状況評価) に対応するため、評価事業部に評価企画課国立大学評価室を設置し、平成 27 年度は 3 係体制の 13 人が法人評価の業務に従事していたところ、平成 28 年度は 8 係体制とし、平成 28 年度当初 32 人 (うち人事交流者 27 人) を増員し、評価企画課国立大学評価室を 45 人体制とした。 また、評価支援課を平成 28 年度当初 8 人減員し、20 人体制とすることにより、機関別認証評価、法科大学院認証評価の申請校数に応じた人員配置とした。		<評定に至った理由> 中期計画及び年度計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。  <評価すべき実績> 特になし。  <今後の課題・指摘事項> 特になし。  <有識者からの意見> 事務系職員の研修の充実を期待する。	
1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ 200 名	1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ 200 名以上	<その他の指標> 組織体制の構築状況 実践的研修の実施状況 専門的研修事業の活用状況 <評価の視点>				

	<p>以上の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 4,547百万円 ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。</p>	<p>の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p>	<p>なお、平成28年度末は評価企画課国立大学評価室を43人、評価支援課を19人の体制とし、業務量の増減等を踏まえた人員配置を行った。</p> <p>国立大学財務・経営センターとの統合による組織改編については、審議役1人、管理部に調査役2人、参事1人を配置するとともに、管理部に国立大学施設支援課を設置し、9人配置した。</p> <p>教員人事については、当機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、平成28年4月に6人、7月に1人の専任教員（教授2人、特任教授2人、助教3人）を採用した。</p> <p>2. 人事交流による幅広い人材の確保 他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について58機関（77人）と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。</p> <p>3. 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用 以下のとおり実施した。（カッコ内は受講者数）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実践的研修等（機構実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の質保証に関する機構職員研修（2回実施、延べ182人）</li> <li>・パソコン研修（延べ29人）</li> <li>・英語研修（30人）</li> <li>・メンタルヘルス研修（101人）</li> <li>・ハラスメント研修（85人）</li> <li>・ストレスチェック制度研修（162人）</li> </ul> </li> <li>② 専門的研修等（外部機関実施） 放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等（27件、延べ58人）</li> <li>③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（2人）</li> <li>④ 海外派遣研修（1人）</li> <li>⑤ 事務系職員の研修等助成（2人）</li> </ul> <p>4. 職員数の適正化</p>	
--	--	---	---	--

				<p>業務量の変動に応じた職員数の確保に努めつつ、各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、必要に応じ業務内容等の精査を行っている。</p> <p>平成 28 年度期初の常勤職員数 179 人 平成 28 年度期末の常勤職員数 177 人</p> <p>業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から 4 月に 5 人、11 月に 1 人を採用した。</p>	
--	--	--	--	--	--

中期目標の期間を超える債務負担			
長期借入金			
(単位：百万円)			
区 分	H28	H29	H30
長期借入金償還金	70,480	68,601	64,790
区 分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金	203,872	701,125	904,997

#### 4. その他参考情報

特になし